

法と経済 — 構造的カップリング・再考

毛利 康 俊

はじめに

たとえばルーマンの社会理論は乗り越え不可能であるとか言ってみるとしても、それはかつてサルトルがマルクスの哲学をそのように評したように、われわれがその理論が映し出している地平の中に未だ生きているからだなどと気張って見せる必要もないだろう。私の見るところ、ルーマンの理論の土台には脆弱なところがあり、脆弱な地盤など端から乗り越えることは不可能なのであって、不用意にそうしようとすれば泥濘に足を取られるのが落ちというものだ。われわれにできるのは、せいぜいのところ足元を踏み固めることであろうし、そうするならば、そのことによってわれわれは少しだけ前に進むことができるようになるはずである。

ところで「法と経済は別個の存在でありつつ、密接な関連を有する」というのは、われわれの素朴な、そして強固な直観であろう。しからば、その両者の関係とは、より精確に言ってどのようなものなのだろうか。それをどのように記述するのが適切なのだろうか。両者の関係をば、ふと、「相対的な自律性」などと言ってみたくなる。しかし、いみじくもルーマンが指摘するように、そのように形容される事態がどのようにして存立しているのかを説明する理論的配備を欠くならば、それは先に上げた、それ自体はもっともな直観にレットルを張ったにすぎないであろう。そして、ルーマン自身は、周知のように「構造的カップリング」の概念でこの課題に向かおうとする (cf., Luhmann (1988); Luhmann (2021))。

とはいえ、「構造的カップリング」という概念は十分に明晰だろうか。そうでないなら、ルーマンの試みも畢竟、やはり先に上げた直観にレットルを張る以上のことには出ないであろう。そして私の見るところ、残念ながらその危惧は当たっている。ルーマンの理論において、「構造的カップリング」の概念は、システムと環境、自己言及と他者言及、作動、出来事、コミュニケーションなどの概念に取り囲まれている。そして、彼の理論において社会システムの要素が「コミュニケーション」とされる以上、これら諸概念との関係において、この概念がハブ的な枢要な地位を占めることになる。しかし、ルーマンは個別具体的なコミュニケーションがいかにか記述されるべきかについて、体系的には論じていないのである。だとすれば、それに関連する諸概念も、個別具体的なケースにおいてどのように適用されるかも不明確であって、けっきょく「構造的カップリング」の概念がどのように使われるのが適切かもはっきりしないことになる。

そこで本稿では、ルーマン派システム論の枠内において「コミュニケーション」がどのように記述されるべきかについて、一つの提案をなし、そのことを通じて、法と経済の構造的カップリングといわれる事態がどのようなものであるかについて、再考してみたい。その際、意識システムにおける自己言及と他者言及とはどのようなことであるのかを解明するという迂回路をとることにする。その理由の一つは、意識システムが作動—自己言及と他者言及を伴う—することなくしてコミュニケーションは成立しないので、それを一瞥することなくして、コミュニケーションがいかなる事態であるかは明確にならないからである。第二に、ルーマンの理論にあって、意識システムと社会システムはともに<意味>の地盤の上に展開することから同型的に理論が構想されており、意識システムの作動についてのルーマン自身の理解から、社会システムのそれ(コミュニケーション)への類比的理解が可能になるからである¹。

1 よく知られているように、ルーマンの理論は、システム論、進化論、現象学を源泉として組み立てられている。一般システム理論は一般化と再特殊化という手続きを取る。すなわち、他分野で鍛えられた理論装置を一般化し、他の分野に適合するように再特殊化するのである。一般システム理論については、cf., Bertalanffy (1968)。社会

なお併せて最後に、本稿で提案するようなコミュニケーション記述の方法を採用した場合に開かれる今後の研究の方向性についても、若干触れることにしたい。

一 意識における自己言及と他者言及

ルーマンは意識システムを、〈意味〉を処理する自己言及システムであるという。そして彼は、自己言及を、基底的自己言及、再帰的自己言及、反省の三種に分類している。他方、ルーマンの〈意味〉概念は現象学由来である。ところが、現象学由来の〈意味〉概念と、これら自己言及の概念の関係は明晰ではなく、多くは解釈にゆだねられている。ただ、幸いなことに Bergmann und Hoffmann (1989) が、ルーマンの意識システム論の現象学的解釈＝フッサール現象学のシステム論的解釈を提示しており、しかも、ルーマン自身、Bergmann und Hoffmann (1989) の解釈に支持を与えている (vgl., Luhmann (1990), S.114f)。以下、バークマン／ホフマンに依拠しつつ、意識システムが自己言及的システムであるということの現象学的意味合いを確認していこう。

まず基底的自己言及についてだが、バークマン／ホフマンによれば、これは『内的時間意識の現象学』(Husserliana Bd. X) でフッサールが記述した、意識の流れに相当する。ルーマンは、次のように基底的自己言及を定義する。

システムと意識システムは意味というメディアの上で作動する。意味の概念は現象学に由来する。すると、ルーマンの理論は、システム論、進化論という自然科学由来の概念を一般化し、現象学的な意味の世界に向けてそれを再特殊化するところに成立しているはずである。しかし、現象学の学祖、フッサールが自然科学の無媒介的な受容の批判をこそ生涯の課題としたことを思い合わせれば、こうしたルーマンの試みは、それほどストレートに行きそうもない。つまり、ルーマンがシステム論、進化論由来の概念をどの程度まで意味の世界へ再文脈化できているのかが、問題となる。本稿は、ルーマンはその生前にはその再特殊化を十分に成し遂げられなかったと見て、ルーマンの理論の基本的構えを前提に、それを一歩進める試みである。

なお、システム論はもともと自然科学分野で発達したものであるから、それを社会学分野に再特殊化するということが自らが相当な力技である。社会学をシステム論として展開するということがいかなる意味を持ちうるかについて、ルーマンに即して解明したものとして、赤堀 (2021) 参照。

「要素と関係の区別が踏まえられている場合には、基底的自己言及という言い方を採ろう。つまり、基底的自己言及の場合、言及される『自己』は、或る要素だということになる。それは例えば或る出来事であり、社会システムの場合なら或るコミュニケーションである。基底的自己言及は自己言及の最小形式であり、オートポイエティックな最小形式であり、それなくしては、時間化されたシステムのオートポイエティックな再生産は可能ではない。」(Luhmann (1984), S. 600 = 232 頁 [強調はルーマン])

フッサールはメロディーを聞くという体験に即しながら意識の流れを記述する。ある音のあるメロディーの一部として聞いているとき、その音が知覚されている(原印象)ばかりでなく、その前の音の印象もいかほどか伴っており(過去把持)、また次に来るべき音も予期されている(未来予持)。もし過去把持も未来予持も原印象に伴うことがないとすれば、そのときはバラバラな音がただ継起するだけで、そこにメロディーが体験されることはない。時間の経過とともに新たな原印象が生じるとともに、過去把持と未来予持を伴った以前の原印象は過去のものとなり、こうして原印象は順繰りに過去の中へと沈み込んでいく。こうして意識の流れが形成される。この意識の流れが、他の何ものかと区別されうる固有のものであれば、それはシステム論的には一個のシステムと呼ぶに値する(意識システム)。ここでは、原印象(要素)と、新たな原印象の成立するとともにかつての現印象が過去把持の対象となっていくという「関係」が基本に据えられている。しかし、この段階では様々な体験が一つの意識流に順次帰属していくだけであって、その意識流はまだその外部にあるものに言及したりはしていない。

次に再帰的自己言及について、ルーマンは次のように定義する。「われわれが再帰性(過程的自己言及)という言い方をするのは、要素である出来事の以前と以後の区別が踏まえられている場合である。これらの場合言及される『自己』は、「[要素/関係]における「要素」のように」区別の一契機ではなく、区別を通して構成される過程である。過程というものは、「以前/以後」の差異を用いることによって成立する(〔その区別を用いること

によって〕選択性が強化するという追加的制約条件が満たされるならば、の話だが。〕(〔〕内は訳者による補足) (Luhmann (1984), S. 601 = 232 頁〔強調はルーマン〕)

現象学的に言えば、特定の対象の意識というものは、所与の対象があってそれを意識がとらえるというのではなく、むしろ複数の判断において何ものかが同じものとして言及される（ここに意識の noesis-noema 構造が働いている）ことにおいて成立する（vgl., Husserliana Bd. 5）。以前このように経験されたアレが今はコレとして経験され以後はソレとして経験されるであろう、というわけである。したがって、システム論的に言えば、対象の意識は再帰的自己言及の段階に至って初めて成立する。

しかし、この段階では、そのようにして構成された対象は、まだ自己ならざる何か、自己の外にあるなにか、という意味を帯びているわけではない。そのためには、自他の区別、システム論的には、システム／環境の区別が必要である。そしてシステム／環境の区別の導入によって可能になる自己言及を、ルーマンは「反省」と呼ぶ。ルーマンは、「反省」を次のように定義する。「われわれが反省という語を用いようとするのは、システムと環境の差異が踏まえられている場合である。反省というこの場合においてのみ、自己言及はシステム言及のメルクマールを帯びる。」(Luhmann (1984), S. 601 = 233 頁〔強調はルーマン〕)

半月前に eBay で見たマグカップが、今、私の目の前にある。このマグカップは私の「外」にあるが、「このマグカップを買った」という記憶は私の記憶として私の「内」にある。反省の水準において、意識は自己観察を行い、システム（自己）／環境（他）の区別に依拠しつつ、自己言及／他者言及を行う²。私はこのマグカップを友人にプレゼントし、友人の喜ぶ顔を見て、eBay で友人好みのマグカップを探したことを思い出す。さしあたり、この思い出すという作用は、自己の記憶に向けられている限り、システム論的に言えば、「自己観察」である。その記憶のなかのマグカップは、今、友人

2 この自己言及は、今検討している三種の自己言及の総称概念としての自己言及とは同音異義である。

の手の中にあるマグカップであって、私の環境(私の外)にある物である(他者言及)。友人の喜ぶ顔を見る私の喜びは、eBayで友人好みのマグカップを時間をかけて探した記憶(この想起は自己言及)に支えられている。

そしてこの場合、自己言及/他者言及は、バラバラに行われているのではなく、表裏一体の関係としてなされていることに注意すべきである。つまり、私が友人にマグカップをプレゼントしたということが私の単なる夢ではなく、私の記憶において志向されているマグカップが、私の環境中にある、友人の手の中にある、そのマグカップであると信憑されている(他者言及されている=そのマグカップが私の外部に帰属せしめられている)からこそ、そのマグカップ自体から区別される私固有のeBay 渉獵の記憶(自己言及の対象)が、私の喜びの根拠となりうるのである。

ルーマンの理論においては、コミュニケーションも自己言及的な作動として概念規定されている。

二 法システムと経済システム

1 コミュニケーション記述の規格化

(一) ルーマンによれば、社会システムはコミュニケーションからなる。とすれば、社会システム同士がいかに関係しているかを具体的に明らかにしようとするならば、コミュニケーションの具体的な記述が必要になるはずである。ところが、ルーマンは、彼独特のコミュニケーション概念を提示する一方で、それに対応した具体的なコミュニケーションの記述方法の理論を展開していない。たしかにルーマンはしばしば、コミュニケーションの内実への言及を示唆する場面で、スペンサー・ブラウンの鍵算法(cf., Spencer-Brown, 1969)を持ち出す。それゆえ、コミュニケーションの記述に鍵算法を応用しようとするルーマンの弟子筋が存在するのも理由がある(vgl., Baecker (2005))。しかし、それで十分かについては議論の余地がある。

ルーマンが鍵算法を持ち出す文脈で「形式」(つまり鍵型)として念頭に

置かれるのは、特定の対象（固有名、確定記述）、概念（述語）、事態（命題）、はては真や偽などのいわゆる高次の述語（vgl., Luhmann (1997), S. 360f=406 頁以下）にまで及ぶ³。ところで、コミュニケーションということでは差し当たり言語的コミュニケーションを念頭におけば、その内実を記述するためには、そこにおいてそれらがどのように分節し、かつ関連しているかを明示しなければならない。たしかに、鍵算法では、鍵記号は対象、概念、事態のいずれにも比定でき、さらに鍵記号は真、鍵記号の不存在は偽に比定することはできる。しかし、鍵算法にはそれらいわば種別を異にするものを分節し関連づける表現手段が欠けている。したがって、コミュニケーションの内実に立ち入って記述することを試みる際には、いわば解像度が甘く、十分ではない。

そこで、あらためてルーマンのコミュニケーション概念に即応した、コミュニケーションの記述方法を工夫する必要があるが生じる。これはルーマン派のなかでも未開拓な論点であるから、本稿でも周到な議論は期しがたい。とはいえ、それが満たすべき条件のいくつかを指摘することはできる。

第一に、特定の対象（固有名、確定記述）、概念（述語）、事態（命題）、真や偽などのいわゆる高次の述語を区別し、かつ、関連づけることができること。

第二に、真理値からは中立的に、文や語句の意味を規定できること。この条件が必要なのは、ルーマンのシステム論においては真／偽は法／不法などと並ぶバイナリー・コードの一種にすぎないから、真／偽以外の、法／不法等に志向するコミュニケーションの内実を特定することも必要になることもある限り、その特定は真理条件とは中立的になされなくてはならないからである。

第三に、ルーマンは、社会システム論については、意味の3つの次元、すなわち事象次元 Sachdimension、時間次元 Zeitdimension、社会次元 Sozialdimension の区別と関連を考慮に入れることを要求しているので、こ

3 <意味>と一口に言っても、これらの区別があること自体はルーマンも認めている。「意味を帯びた同一性（経験の対象・シンボル・記号・文など）が産出されうるのは、ただ回帰的なかたちにおいてだけである」（Luhmann (1997), S. 47 = 36頁）。

の点にも配慮が必要である。ルーマンは、事象次元と社会次元の混同が起りやすいことに特に注意を喚起している (Luhmann (1984), S. 119ff = 113頁以下)。(ルーマン自身においても、ルーマン派の現状においても、この区別と関連を明示したコミュニケーション記述に課題を残していることについて、後述三2(五)参照)

第一の条件から考えると、フレーゲ以降の記号論理学の発展と、それと歩調を合わせて展開した分析哲学における意味論 (semantics) に学ぶということが一つの候補になりそうではある。鍵算法はブール代数とほぼ同等の体系であることが知られているが、ブール代数にも、対象、概念、事態、真理値を区別し関連づけることに難があり、それがために、現代論理学のブレイクスルーになったのは、それをなしえたフレーゲの業績であった (この点について、内井 (1989) 参照)。しかしながら、分析哲学における意味論 (semantics) の分野で通説的な、真理条件的意味論から直接的な示唆を得ることは難しい。真理条件的意味論は、文の意味を真理条件とし、文の意味への寄与として、語や句の意味を規定するので、第二の条件に抵触するからである。

第三の条件に関しては、ルーマンの、「われわれはコミュニケーションを、情報・伝達・理解という三つの構成要素からなる統一体として理解する。そしてこれらの構成要素は、コミュニケーションによって初めて産出されると見なすのである。」(Luhmann (1997), S. 72 67頁) という定義に注目せざるをえない。問題は、意味の社会的次元が不可避的にかかわる、「伝達と情報を区別しつつ理解する」という事態をどう記述するかである。

(二) 本稿では、これら3つの条件を満たすものとして、近年ポスト分析哲学の流れの中で注目を集めつつある推論主義的意味論を参考にして、一つのコミュニケーション記述の規格化を提案したい。

一般的に言って、言語的コミュニケーションの場合、他人からの伝達を理解するとは特定の信念を発話者に帰すことである。推論主義の主唱者、ブランダムは、信念帰属について、言表様相 (de dicto) と事物様相 (de re)

を区別している (cf, Brandom (1994), pp.495; Brandom, (2000), pp.165=224 頁以下)⁴。

- ◆ 言表様相の信念帰属 Sは $\Phi(t)$ と信じている
- ◆ 事物様相の信念帰属 Sはtについて、 $\Phi(it)$ と信じている。

言語使用者は、言表様相と事物様相を区別できることによって、自らとは異なるパースペクティブ（異なる背景的信念）を持つ者の発話から、なにかしら自分にとって有意な情報を得ることができる。たとえば、Sが「7番目の神がちょうど登ったところだ」と言ったとしよう。

- ◆ 言表様相の信念帰属 Sは、7番目の神がちょうど登ったところだと信じている。

一般の西欧人は、こうした言表様相の信念帰属をしている限り、この発言から自分にとって有意な情報を得ることはできないし、その発言の真偽についてなにかを思う立場にもないだろう。しかし、「七番目の神」が彼にとっての「太陽」に相当するということを知っているならば、彼は

- ◆ 事物様相の信念帰属 Sは、太陽について、それがちょうど登ったところだと信じている。

という信念帰属をなす。ここから彼は、今の大体の時間を知ることができるし（情報）、別個の証拠を持っているならば、相手に反論したりすることもできる。すなわち、人は誰かの発話（伝達）を契機に、その人に事物様相の信念帰属を行う（理解）ことにより、なにかしらの情報を得ることができるのである。その際、信念帰属＝理解が生起するなかで、伝達行

4 ブランダム業績についての全体な紹介・検討として、白川(2021)を参照。なお、私自身も法的思考に関わる限りであるが推論主義的意味論について簡単な解説を試みたことがある。毛利(2018)、毛利(2019)参照。

為の同定と情報取得がなされているのであるから、コミュニケーションのなかで、情報・伝達・理解は統一体として同時に構成されている。事物様相の信念帰属において、おおむね「～について (about)」の部分聞き手側のコミットメント(聞き手側の背景的信念と推論的關係に立つ部分)に対応し、「～と (that clause)」の部分話し手側のコミットメントに対応している⁵。こうして、言表様相の信念帰属と事物様相の信念帰属を区別することにより、＜意味＞の事象次元と社会次元を区別しつつ関連づけて理解できるようになる。

次に、コミュニケーション過程のなかでのルーマンの言う自己言及がどのように生じているかを確認しよう。例として、人類学的調査のためにある島に住んでいる西欧人のコミュニティーを考えてみよう。登場人物はAとBである。

Aの発言1：Sが「7番目の神がちょうど登った」と言っているよ。

Bの発言1：そうか、では狩りに同行してよいか、聞いてみよう。

Aの発言2：OK。動画撮影機のバッテリーはチェックしたかい？

Bの発言1がAの発言1の理解を踏まえており、Aの発言2がBの発言1を踏まえている限り、ここには前のコミュニケーションに接続する後のコミュニケーションが生じており、コミュニケーションの連鎖が見られる。発言の間と間に、ルーマンのいう「理解」が生起している。システム論的に言えば、ここで相互行為という社会システムが成立している。

この社会システムの「要素」は、一つ一つの「理解」を節目として成立するコミュニケーションであるが、それぞれのコミュニケーションは前のコミュニケーションを意味的に踏まえるという形で「関係」している(基底的自己言及)。意識のオートポイエーシスと並行的に考えるならば、ここ

5 ここで「コミットメント」という規範的用語が使用されているが、ルーマンの言う、規範的予期に焦点があるわけではない。予期違背の場合に撤回される認知的予期にしても、コミットメントがなされており、だからこそ予期違背の場合にことさら撤回という操作が必要になるのである。

に「関係」とは、より詳しく言うと、後のコミュニケーションは前のコミュニケーションの意味内容の一部を入れ子状に含み、コミュニケーションが継続していくなかで、それらの意味内容が順繰りに沈殿していくとともに、新たな意味内容が加わっていくという関係である（毛利 (2014)、29 頁以下参照）。また、あるコミュニケーションはそれに意味的に接続しうるコミュニケーションをいかほどか枠づける（意識システムにおける未来予持に相当）。

ところで、AとBの中では、「7番目の神」が彼らの文化圏でいう「太陽」と同じ対象を指すという了解が成立している。ここで、推論主義における単称名辞 (singular term) の取り扱いが注目に値する。単称名辞は特定の対象を指す。この点は、推論主義と対立するところの表象主義においても変わらない。問題は、この関係がいかにして成立するかである。表象主義は、まず対象というものが与えられて、それを名指すものとして単称名辞が言語の中に導入されると考える。それに対して、推論主義ではまず推論関係の中で単称名辞が析出されてくると考える。ポイントになるのは、単純置換推論的コミットメント (simple material substitution-inferential commitment) である。

◆ 7番目の神がちょうど登ったところだ

から

◆ 太陽がちょうど登ったところだ

が実質的に推論されることにコミットがなされており、また、逆方向の推論にもコミットメントがなされる時、「7番目の神」と「太陽」は単称名辞である。そして、それら単称名辞によって言及されるものとして経験されているのが「対象」なのである。こうした言及が「以前」にもなされており「以後」もなされるという了解があることにより、その対象の実在性

はますます確かなものになっていく。より現象学的な言い方をすれば、対象は、「以前」と「以後」という次元を獲得したコミュニケーションの流れの中から志向的に構成される、と言ってもよい(過程的自己言及)⁶。ところで、AとBの間では「7番目の神」＝「太陽」は、彼らのいつもの言葉遊びのなかのワードではなく、彼らの言語世界の外にある、彼らの環境中にある、アレを指すものとして使われている(システム/環境の区別、反省)⁷。

以上のことは、合意より不一致の方が大きいコミュニケーションについても当てはまる。

A : Sが「7番目の神がちょうど登った」と言っているよ。

B : そうか、では狩りに同行してよいか、聞いてみよう。

A : 待って、この村の住民はいつも朝暗いうちから狩りに行っているよ?

B : でも、Iは雲雀が巣を作る季節は夜が明けてから狩りに行くって言っていたよ。

A : Iの言うことは信用できる? Iはなにかしら村の人から浮いている感じなんだが・・・

さて、このように「理解」が生起しコミュニケーションが成立しても、情報の受け手がそれに納得しないということは当然起こりうる。そこで、コミュニケーションのなかで伝達、情報の真/偽を明示的に述べるべき状況が存在しうる。ところで、意味の理論において「真」の役割をどのように見るべきか、論者の見解は一致しない。ルーマン系のシステム論においては、真理条件に意味を同定する役割を割り当てることができないことは

6 以上の限りでは、ルーマンにおいて志向性は存在者間の関係としてとらえられている。フッサールに比べると、ルーマンのハイデガーへの言及は多くない。しかし志向性をも存在者間の関係としてとらえようとしているかぎり、彼も現象学のハイデガー化の流れのなかにある。もともとそれも、システム/環境-図式を基礎に置くかぎり、で相当の変奏を被ってはいるけれども。

7 本文では、対象の意味的構成の問題を扱っているが、ルーマンは、意識システムの作動もコミュニケーションも、物理的、生物学的実在を前提として生じうることを当然のこととして認めている。Vgl. Luhmann (1997), S. 92ff = 90頁以下。

前述した（条件2）。ここで興味深いのは、推論主義においても、「真」には意味を規定する役割は与えられていないことである。推論主義においては、文の意味は他の文の意味（命題的内容）との（真偽以前に語りうる）実質的な推論関係（ある文〔の命題的内容〕を承認することで、他のどのような文〔の命題的内容〕が帰結したり否定されたりするか）によって規定され、単位文を構成する語句の意味は、こうしたいみでの文の意味への寄与として規定される。たとえば、ある人が「私はシボレーに乗った」にコミットすれば「私は車に乗った」にコミットすることになるが、逆の関係は成立しない。こうした実質的推論関係のネットワークが成立することによって、「車」や「シボレー」の意味が定まってくるのである。そこで、推論主義においては「真」には、文の意味を定めること以外の役割が認められる。すなわち、代文—形成—操作子 (prosentence-forming operator) としての役割である (cf., Brandom (1994), pp.303)。この独特な発想を理解するには、照応関係 (anaphora relation) を成立させる代名詞 (pronoun) の働きを踏まえる必要がある。照応とは、先行語句の代用として代名詞などを用いることである。

A：太郎は昨日、北九州市にいたよ。

B：俺は今日、彼を福岡市で見たよ。

発話は成立したときにはすでに終わっており、すでに存在しない (token としての文)。そこで、その文の命題的内容を後のコミュニケーションで踏まえるためには、後の文でいわばそれを呼び出されなければならない。前の文で用いられていた「太郎」という名詞 (noun) (先行語句 antecedent) の代用として、後の文では「彼」という代名詞 (pronoun) が用いられている。こうした照応関係により、「彼」は「太郎」と同じ人を指示することになる。

A：直角三角形において斜辺の長さを c 、その他の2辺の長さを a 、 b とすると、 c の二乗 = a の二乗 + b の二乗という関係がなりたつ。

B: たしかに、「ピタゴラスの定理」は真である。

このとき「・・・は真である」付のBの発言は、すでに終わってしまったAの発言を代理し、自らもそれにコミットすることを表明している。つまり、「・・・は真である」は代文 (prosentence) を作ったのである。推論主義において、「真」は意味を規定するのではなく、こうした表現的な役割を持っているのである。表現的役割にすぎないとはいえ、しかし、こうした「真」の機能は、われわれの言語生活のなかで無視しえない重みをもっている。Aの発言 (tokenとしての文) は、成立すると同時に消えてしまうが、その命題的内容は「真」と述語づけられたことによって、以後、Bの思考やA・B間の会話の前提として用いられることになる。一方、システム論において、「真」は真/偽というバイナリー・コードの正の値として位置づけられている。この正の値は、接続可能性を表している。つまり、この値が付せられたものが、以後のコミュニケーションにおいて前提として踏まえらるるのである (vgl., Luhmann (1997), S. 363f = 410 頁以下)。ここでも、システム論と推論主義は平仄があっている⁸。

ルーマンは、コミュニケーションという出来事が、生じるや否や消滅するという性格をもっていることを強調する。「全体社会の要素となる作動は時点に結びつけられる出来事であり、生じるや否や再び消滅していく。・・・

8 推論主義においては、このように「真」に、文の意味を規定するような重要な役割を与えていない。その意味でいわゆる冗長説の一種である (同じことを反復するにすぎないので)。ところで、典型的な冗長説は、「『今、雪が降っている』は真である」と言うことは、「今、雪が降っている」と言うことに等しい、ゆえに真とは引用符除去機能を持つ、と主張する。ルーマンの「真」のとらえ方がこういう見方に近いということは、古くから指摘されていた。大庭 (1991)、79頁以下参照。しかしながら、「真」の機能を引用符除去に見ることには、若干、テクニカルな難点がある。本文中に上げた例だと、引用符が除去された後に残るのは、「ピタゴラスの定理」という名詞句であって、文ではなく、したがってそれだけではそれによってなにも主張することはできないことになってしまう。そこで、本稿では「真」を代文形成操作子と見る推論主義の見解を支持しておきたい。実際、判決書において一定の形式で判例名をあげ、それに言及しつつ、その判例で判示された規範を後の判決の前提として使用するということが頻繁に行われている以上、少なくとも法理論に関しては、バイナリー・コードの正の値の機能を、代文形成に見ることには、技術的利点があるといえよう。

この洞察は、コミュニケーションのあらゆる構成要素についても当てはまる」(Luhmann (1997), S. 71 = 66 頁)。にもかかわらず、コミュニケーションが接続していくことによって社会システムは成立するとされる。では、どのようにしてその接続が生じるのか、その仕掛けについてルーマンは明示的な説明を与えていない。推論主義的に言えば、その仕掛けとは、代名詞や代文—形成—操作子によって可能になる照応関係だということになるだろう。

まとめると、コミュニケーション成立の肝となる「理解」の記述は、

- ◆理解者Aが【伝達者Bの伝達行為は、Bに対して『「Bは Φ (t)と信じている」(言表様相の信念帰属)→「Bはtについて、 Φ (it)と信じている」(事物様相の信念帰属=情報取得)』という信念帰属をするのにふさわしいものだ】と理解する

という形で規格化され、

- ◆コミュニケーション・メディアは、代文—形成—機能を果たす

ものとして把握される。

こうした記述方法は、先に上げた3つの条件を満たしている。第一に、単称名辞(対象)、概念(述語)、事態(命題)、高次の述語(真)を区別しつつ、関連づけている。第二に、文の意味を真理条件から中立的に規定している(文の意味は推論関係によって規定される)。第三に、事物様相の信念帰属において、伝達者と理解者のコミットメントが区別され関連づけられている(これはルーマン的に言えば、意味の事象次元と社会次元の区別と関連づけに対応している)⁹。

9 以上のように、ルーマンのシステム論と推論主義には類似点が多い。それは必ずしも偶然ではない。まず、両者の現象学との近さがある。ルーマンが彼の理論の土台の一つを現象学に据えていることは周知のことである。他方、ブランダムはピッツバーグ学派の代表者の一人であるが(cf., Maher, 2012)、ピッツバーグ学派と現象学は近い立

(三) なお、ルーマンによればコミュニケーションの構成要素たる「理解」も(意識システムがかかわっているとはいえ)、コミュニケーションのなかで構成されるものであるということに注意が必要である。議論の錯綜を避けるため、ここまで理解(信念帰属、信念形成)はあたかも個々人の意識において生じることであるかのように描いてきた。たしかにそれは一方の事実である(意識システム内の出来事として)。しかし、ルーマンは、「意識はコミュニケーションの《主体》ではないし、何らかの意味でコミュニケーションの《担い手》でもない」(Luhmann (1997), S. 103 = 105 頁)と言っている。つまり、「理解」によって生まれるのは情報、つまりあなたの信念なのであって、事後のコミュニケーションの中で信念帰属されたものなのである。あなたのその発言は・・・という理解を前提としているので、わたしは～と言う。会話のなかでこういうことがお互いに積み重なっていく。あなたは、会話が續くなかで、ホントは違うのにという違和感を抱え続けるかもしれないし、もやもやしていたあなたの理解が会話の継続のな

場にある(マクダウェルに重点があるものの、門脇(2002)参照)。より実質的に見ると次のようである。フッサールの意味理論によれば、複数の述定文があるときの対象という言い方ができる。つまり、対象によって同一性を説明するのではなく、同一性言明という文脈から対象を定義することになる。対象を表象する作用は、述定とは独立に想定される対象との関係によってではなく、他の述定とともに同一化総合の項を形成しうることによって定義されるのである。以上について、貫(2000)を参照。こういうフッサールの意味の理論と、本文で簡単に説明した推論主義の見方の平行関係は明白であろう。

しかしながら、本稿はシステム論と推論主義を同一視できるとか、他方が一方に吸収されとかを主張しているのではない。違いも多い。まず、ルーマンは、法/不法など、「真」以外にも高次の述語があることを前提にしている。次に、合理性概念が必ずしも一致しない。ブランダムは、推論的合理性を踏まえた歴史的合理性を唱えている(cf., Brandom, 2002)。他方、ルーマンにおいては、システム合理性とは差し当たり自分自身への再参入(re-entry)と定義され、なによりも世界社会(Weltgesellschaft)というシステムに関連付けなければならないとされるが、それ自体、イデオロギーであるともされる(Luhmann (1997), S. 171f = 183頁以下)。さらに、ブランダムの理論は規範的推論主義と特徴づけられるが(cf., Turbanti, 2017)、ルーマンには言語の規範性に関する関心が薄い。

したがって、本稿の提案は、推論主義がその理論を展開するために案出した理論的デバイスを、ルーマン派におけるコミュニケーションの記述の規格化のために流用したというにすぎない。

かで明確になってきたと思うかもしれない。いずれにせよ、会話のちょうつがいになっているのは、あなたが参加している会話という相互行為のなかであなたに帰属された、「あなたの理解」なのである¹⁰。だから、あるコミュニケーションを成立させる「理解」のなんたるかは、それに接続する後続のコミュニケーションのなかで初めて確定される。逆に、今なされているコミュニケーションは、後で〜と意味確定されるだろうことを見込んで実施される。したがって、コミュニケーションは本質的に先取りと遡及を含みながら進行する（コミュニケーションの再帰性、回帰性。意識の流れにおける過去把持と未来予持に相当）。こうして、ルーマンに言わせれば、同じく意味>メディアの上に展開するシステムでありながら、意識システムと社会システムは、別個の存立性を持つものとして概念把握されなくてはならないのである。

以上のようなコミュニケーションの記述の規格化を踏まえ、さらに法的コミュニケーション（法システムの要素）、経済的コミュニケーション（経済システムの要素）の記述を試みたい。

2 法的コミュニケーション

(一) 以上のようにコミュニケーションをとらえた場合、明らかにコミュニケーションは潜在的には無秩序に多方面に拡散しうる。伝達・情報・理解の三一構造は、上述のような「理解」さえ生起するならば成立するのであるから、傍受、盗聴においてすら、ルーマン的な意味でのコミュ

10 こうしてコミュニケーションのただなかで（それが前提として踏まえるべき）コミュニケーションが構成される。こうした切断と帰属の織り成す複雑な事態は、なんの社会的装置もなくして当然のごとく生起するものではありえない（「切断」と「帰属」について、後述三二(二)参照）。人びとはなんらかの「方法」で無意識的にもそれを実現しているはずである。そうした「人びとの方法」を記述することは、従来、ルーマン派システム論よりもむしろ、エスノメソドロロジーによって行われていた。このようなルーマン派の発想とエスノメソドロロジーの研究実践と方法論が重なる地点から、社会システムの記述のあるべき姿を検討したものとして、酒井／小宮(2007)参照。なお、この論文からは、私には、社会システムの経験的記述方法に「構造的カップリング」等の概念を定礎する課題が残されているという指摘を得た。本稿はこの課題に答える試みでもある。

ニケーションは成立するし、そこには照応関係 — つまり意味内容上のつながりをもったコミュニケーションの連鎖 — すら成立しうる(それゆえ communication を「通信」と訳した方がより適切な場合もある)。してみれば、「特定の種類のコミュニケーションが特定の種類のコミュニケーションにのみ順次接続し(作動上の閉鎖性)、そのことをもって特定の社会システムが存立する」という事態は、いかにして成り立ちうるのかが、あらためて説明されねばならない。

前節の人類学者A、Bであれば、対面性を根拠に彼らの中のコミュニケーションは一つの社会システムを形成する。その島の住民はA、Bの会話を小耳にはさんでそれをネタに噂話をするかもしれないけれども、それはまた別の社会システムの生成である。しかし、法システムや経済システムのような、全体社会の機能的部分システムについては、対面性を原理にすることはできない。あなたが今受け取った貨幣の、支払者のその前の持ち手は、おそらくあなたが今後一生顔を合わせることもすらない赤の他人である。

A：こちらB様のお電話で間違いないでしょうか。

B：はい、そうです。

A：私、Rレンタルの者ですが。先日本借りましたコミックCの返却期限は○日だったのですが、まだご返却いただけていないようです。一度、ご確認いただけませんか。

B：ああ、そうでしたね。すいません。本日中午に返却します。

A：宜しくお願ひ致します。

ここでは相互行為システム(会話)と法システムが並行して進行している。ポイントは、ある振る舞いや発声を、伝達行為として複数の形で信念帰属の根拠としうることである。相互行為システムとして見れば次のようである。

◆ Aの発言をもとにした、Bの、Aに対する言表様相の信念帰属（伝達の理解）：

Aは「BはコミックCをすみやかにRレンタルに返却すべきである」と信じている。

◆ Aの発言をもとにした、Bの、Aに対する事物様相の信念帰属（情報の理解）：

Aは、「私の本棚にあるあの漫画について、私がそれをすみやかにRレンタルに持っていくべきである」と信じている。

「ああ、そうでしたね」と言った以上、Bにはコミュニケーション上、

◆ Bの信念：私の本棚にあるあの漫画について、私はそれをすみやかにRレンタルに持っていくべきである

という信念が帰属される。Bが自らの信念に従ってコミックCをRレンタルに持っていけば、それはまたいつか別の人に貸し出されるであろう。

ルーマンは、法／不法というバイナリー・コードを用いていることが、あるコミュニケーションが法システムそのものに属す条件であると言う（vgl., Luhmann (1993), S. 67ff = 67 頁以下）。法／不法の値が付せられるのは法的事態に関する信念である。法／不法が問題となるコミュニケーションをしようとするものは、自らの伝達行為は法的事態にかんする信念を述べてもいるものだということが相手にわかるように振舞わなければならない（コミュニケーションの先取り）。コミュニケーションの受け手は、当の主張の文脈をなす（様々な法的コミュニケーションの帰結たる）法的事態を踏まえながら当の伝達行為を「理解」しなければならない（コミュニケーションの遡及）。法的事態は誰にとっても共通な客観的社会的事態として意味構成される。したがって、さしあたりは言表様相の信念帰属で足りる。コミックCの賃貸借契約の主体は、Aの使用者たるRレンタルである。

◆ Aの発言をもとにした、Bの、Rレンタルに対する言表様相の信念帰属1(伝達の理解=情報の取得):

Rレンタルは「RレンタルはBに、対しコミックCをすみやかにRレンタルに返却することを請求する権利を有する」と信じている。

権利と義務の相関関係を前提として実質的な直接推論が可能であるから、この信念(コミットメント)は

◆ Aの発言をもとにした、Bの、Rレンタルに対する言表様相の信念帰属2(伝達の理解=情報の取得):

Rレンタルは「BはRレンタルに対し、コミックCをすみやかにRレンタルに返却する債務を負っている」と信じている。

という信念(コミットメント)を推論的に含意している。

Bが任意に法/不法の「法」の値をRレンタルの信念に付せば、あるいは訴訟になって有権的にそれに「法」の値が付せられれば、代文-形成機能がはたらき、以後、法的コミュニケーションのなかでは、

「RレンタルはBに対し、コミックCをすみやかにRレンタルに返却することを請求する権利を有する」=「BはRレンタルに対し、コミックCをすみやかにRレンタルに返却する債務を負っている」

が繰り返し、正当なものとして前提され続けることになる。すなわち、それは法的状態として確定したのである。

こうして、法システムの中で生じていることは、・・・法的状態→法的コミュニケーション→法的状態→法的コミュニケーション→・・・の連鎖である。またこういう連鎖の成立をもって、つまり、法的コミュニケーション

ンは法的コミュニケーションにのみ接続しようという作動上の閉鎖性をもって、前述の会話等、他の社会システムも絡みあいつつ並走しているにもかかわらず、法システムはそれとして同定されるのである¹¹。

(二) この段階で注目しておきたいことがいくつかある。

(1) こうした事態をとらえるためには、作動（コミュニケーション）の面と＜意味＞の面（信念の社会的布置状況）の両面からアプローチしていく必要があるということである。「意味が存在するのはただ、意味を用いる作動（社会システムの場合はコミュニケーション：毛利）の意味としてだけである。・・・意味は、意味を使用する諸作動の生産物なのである・・・」（Luhmann (1997), S. 44 = 33 頁）。つまり、コミュニケーションにおいては、ある＜意味＞の布置状況、本稿の言い方では複数のパースペクティブに関連づけられた、諸信念と指示連関、推論的な連鎖などを出発点とし、コミュニケーションが生起することによって、新たな＜意味＞の布置状況が生じる。・・・意味メディアの布置状況→コミュニケーション→意味メディアの布置状況・・・である。したがって、コミュニケーションとは意味メディア上になにかを書き込み書き換える作動としてもイメージできる。また、不可避的に先取りや遡及を伴うコミュニケーションが反復される中で、対象への指示や対象を述定する概念も定まってくるのであった。「このメディア（意味メディア：毛利）へのあらゆる書き込み（Einschreibung）の基礎は、書き込みの事実性が回帰のなかで確証されること〔すなわち、その書き込みがすでに生じた事実として、後続するコミュニケーションの前提としてみなされること〕以外にはありえないのである。」（〔 〕内は訳者による補注）（Luhmann (1997), S. 47 = 37 頁）。したがって、コミュニケーションと

11 詳述は避けるけれども、ルーマン的なコミュニケーションの概念を基礎に据える限り、それが他と区別されるなんらかの「まとまり」を形成するという自体が非蓋然的なことであり、実際、複数のコミュニケーションの流れが折り重なるように進行するのが社会の実相である。オートポイエーシス理論は、そうしたコミュニケーションの流れを腑分けするためのものであって、システムと環境との無関連性を強調するものだと今でもおそらくは一般的な理解は、私見によれば誤解に基づく。毛利 (2014) 参照。

いう、上記のような動的な出来事を十全に捉えるためには、〈意味〉メディア上の変容の面とそれをもたらす作動＝操作(operation)の面との両面からアプローチする必要がある。(ルーマンの理論のこういう点を捉えて、毛利(2014)では、それを「動的双相理論」と特徴づけた)。

(2) 次に、所与の意味メディア上の付置状況→コミュニケーション／コミュニケーション→新たな意味メディア上の付置状況を媒介しているのは、先の例では、法的ルールや「被用者」・「使用者」・「履行補助者」などの法概念であることも注目し値する。これらは、ルーマンの用語でいえば、「ゼマンティック」である。「ゼマンティックという言葉で理解されるのは、高度に一般化され、相対的に状況から独立して利用できる意味のことである」(Luhmann(1980), S. 19 = 10頁)。

(3) さらに、全体社会と法システムなどの機能的部分システムの関係についても、ここで一言触れておきたい。機能システムと全体社会との関係は難解だが、ルーマンにおいて、フッサールの後期哲学を意識しつつ(vgl., Husserliana, Bd. 29)、機能システム：全体社会 ≡ 技術化・特殊化された特殊世界(Sonderwelt)：日常言語で経験される生活世界(Lebenswelt)という対応がイメージされているところはある(毛利(2014)263頁以下参照)。ルーマンによれば、全体社会とはあらゆるコミュニケーションからなる社会システムと定義されるのだが(Luhmann(1997), S. 78ff = 74頁以下)、それを作動による意味メディア上への書き込みという相から観ずるならば、それはすべての社会システムの作動による書き込みが行われた最も具体的な(＝最も規定性の豊富な)世界ということになる。それに比べれば、どの機能システムの世界もいかにほどかは抽象的だろう。たしかに個人にとつての周囲世界Umwelt(vgl., Schütz(1993))との対比で言えば、法的コミュニケーションを通じて構成される法的事態からなる法的世界は、特殊技術化され非人称的で抽象化された世界ではある。しかし、周囲世界と機能システムによって構成された客観的社会的世界は、相互浸透的な関係にあることも見落としてはならない。RレンタルとBの物語を続けよう。

コミックCは、会話システムからも法システムからも、それにかかわる

人の意識システムからも、その外部にある客観的な実在として意味構成されている。そして、Bは、

◆ コミックCは○月○日に私がRレンタルから借りたものである

⇔

◆ そこの本棚にある漫画は○月○日に私がRレンタルから借りたものである

など、さまざまな単純置換推論的コミットメントをなしているから、「コミックC」＝「そこの本棚にある漫画」が同一の対象を指示していることを承知している。したがって、Bは

◆ 法システムに非人称的に帰属される信念＝法的事態の命題的内容：
法システムは、「BはRレンタルに対しコミックCをすみやかにRレンタルに返却する債務を負っている」と信じている

から

◆ その事象様相の信念帰属：
法システムは「そこの本棚にある漫画について、BはそれをすみやかにRレンタルに返却する債務を負っている」と信じている

をつくることができ、結局Bはこれを承認せざるをえないであろうから、Bには

◆ 私はそこの本棚にある漫画をすみやかにRレンタルに返却しなければならない

という信念が帰属され、これは、Bの参加する会話システムや、Bの意識

システムのなかの思考の流れ、Bの具体的な行動を幾ばくかは方向づけるであろう。

実際、「わたしは、すべての人に共通な客観的世界(法の世界や経済の世界)と自分にとっての主観的世界とを、同時に生きている」というのが多くの人の実感ではないだろうか。全体社会≡日常世界の具体性とは、個々人にとって、繊細な襲の刻み込まれた身のまわりの世界(Umwelt)の具体性でもあるけれども、諸機能システムによって構成された抽象的・非人称の意味構成態がそのときどきに様々な色合いで組み込まれて成り立つところの具体性でもあるのである。

(4) 最後に、コミュニケーションの外にあるモノとして構成される対象、客体について。先述のように、これはなんらかの社会システムにおけるコミュニケーションのなかでシステム/環境の区別を用いて、環境の中に措定されれば成立しはする。「意味のコミュニケーション的な生産の場合この回帰性は、何よりもまず言語における単語によって実現される。単語は多数の状況において同じものとして用いられるからだ。しかしさらに加えて、知覚可能な物として社会的な意味を付与されうるような客体も存在する」(Luhmann(1997), S. 47f = 37頁)。さらに、より多くの社会システムからそうされるほど、その実在性は確固たるものになるはずである。先の例での人類学者は、かれらの会話システムの外なるものとして「太陽」を指示しつつ話を続けているが、それが昨日の会話でも、明日の会話でも、同じものを指示すると信憑しているし、そのように指示されるものとしてそれが存在していると信憑している。客体というものは、現にそれに言及しているコミュニケーションのシステムを越えた実在性を持つものとして構成されているのである。彼らは、島の人々の間での会話でも名称は異なれども同じ客体が指示されていることをあてこんでいるし、天文学者共同体のなかでのコミュニケーションにおいても、一般人の間の会話でも、そうされることをあてこんでいる(実際上は、諸システムにおける客体の意味構成が矛盾をきたさないように、各システムで調整がなされているであろう)。してみれば、すべてのコミュニケーションからなる全体社会という社会シ

システムによって<意味>メディア上で構成された客体こそが、すぐれて客体と呼ぶに値するだろう。優れた意味で「全体社会とは、意味を構成するシステムなのである」(Luhmann (1997), S. 50 = 39 頁)

3 経済的コミュニケーション

(一) ルーマンは、経済システムを支払い／非支払いをバイナリー・コードとするオートポイエティックな社会システムとするので (vgl., Luhmann (1988a), Kap. 2)、一見、経済的コミュニケーションも法的コミュニケーションと並行的に考えられそうだが、そうではない。支払いは貨幣によってなされるが、ルーマンは「所有権の貨幣による第二コード化」(Luhmann (1997), S. 367 = 415 頁) というので事情が複雑になる。少しく、ルーマンの経済システム論の基本に立ち戻る。

ルーマンが前提にしているのは、すべての人がすべての欲求を充足するほどの財に恵まれていない (稀少性) がゆえに、どのようにしてか欲求充足をするための財を自分で確保しなければならないという前提で、誰もが生きている社会である¹²。ルーマンはこうした社会において、将来の欲求充足を脱問題化するために稀少性を作り出し調整することに経済の機能を見る (vgl., Luhmann (1988a), S. 64f = 51 頁以下)。ある人がある物を手にした

12 こうした問題意識の在り方およびそれを前提とした社会秩序の在り方は、人類学的に見て普遍的とは言えない。最近のものとして、松村 (2008)、比嘉 (2016)、奥野 (2020) を参照。むしろ誰かの物は他の人の物ではないという強固な観念をもとに社会関係が形成されるから、このようになる。こういう社会関係を調整するために「所有」という観念が必要になる。だがしかし、たとえ素朴なものであっても所有観念こそがこうした意味での稀少性を生み出してもいるのだった。ここには明らかに循環関係があり、ルーマンはそれをパラドクスと脱パラドクス化の関係としてとらえる (vgl., Luhmann (1988a), Kap. 6)。稀少性を前提とする社会秩序は、かかる循環関係に支えられている以上、コンティンгентなものである。パラドクス／脱パラドクス化という対概念は、ある社会秩序が根底からコンティンгентなものであることを、人類学的な比較によってではなく、いわば内側から語ることを可能にするために導入されている。なお、ルーマンの経済システム論の特性を浮かび上がらせるために、所有権秩序、貨幣経済秩序がコンティンгентなものであることを本稿では強調するが、必ずしもそれを否定的に評価しているわけではない。人類学的知見を動員しながら所有権成立の合理性を強調するものとして、加藤 (2001) を参照。

ならば、その人はその物を通じてなにかしらの欲求を満足させることができる。そして、さらに、ある人がたまたまある物を手にしているという事態を越えて、ある物がその人の物である(所有物)という形で、人と物との間の関係を強固なものとしてできれば、その人はその物によって将来の自分の欲求を充足することができる(vgl., Luhmann(1988a), S. 188f = 187頁)。しかしまた、そのこと自体が他の人にとっては稀少性として現れる。さらにまた、こうした事態は相互的なものである。したがって、それを調整するのが「経済」だというわけである。ある物が誰の所有/非所有に帰すかにより、その後の稀少性の配分は分岐する。その後のコミュニケーションの帰趨を分岐させるものであるから、所有/非所有はシステム論的に言えば、バイナリー・コードの一種と位置づけられる。

ところで、「所有」の観念がこうした役割を果たすためには、特殊な社会的構造が必要である。ルーマンによれば、所有権を所有者の欲求を満たすための手段とみなすだけでは不十分である(Luhmann(1997), S. 348 = 390頁)。「所有権自体がすでにコミュニケーション・メディアである」(Luhmann(1997), S. 348 = 390頁)。ルーマンによれば、自他の間の行為と体験を媒介するのが、コミュニケーション・メディアである。「ある選択がシステムそのものに帰属させられる(誰によってであろうと)場合には、行為という表現を用いることにしよう。環境に帰属させられるなら、それは体験だということになる。」(Luhmann(1997), S. 335 = 376頁)。平たく言えば、ある出来事が誰かのしたことと見なされるのが「行為」、ある出来事がある人にそういうものとして受動的に認識されるのが「体験」である。「コミュニケーションは、他者から自我のほうへと流れていく。」(Luhmann(1997), S. 336 = 377頁)。自我と他者、体験と行為の区別を掛け合わせると、コミュニケーション・メディアは4種類に分類できる。他者の体験から自我の体験へ(真理、価値)、他者の体験から自我の行為へ(愛)、他者の行為から自我の体験へ(所有権/貨幣、芸術)、他者の行為から自我の行為へ(権力/法)(Luhmann(1997), S. 336ff = 377頁以下)。

「所有権」が他者の行為から自我の体験へと流れるコミュニケーションを

媒介するメディアである、とは、ある人（他者）がある物と何らかの関係を持った場合（使う、利益を上げる、など）、その物がその人（他者）の「所有」に帰すという理解が他方の人（自我）にあるならば、その人（自我）はその人（他者）がその物にしたことを、ただそのようなこととして受け止めるほかになく（体験）、なにか別の根拠がない限り介入できない、ということである。「所有」に慣れすぎた現代人には当然のことと思われるかもしれないが、このような働きをする「所有」観念がそういう働きをするものとして人々に共有されるということは、人類学的には自明ではなく（松村(2008)、比嘉(2016)、奥野(2020) 参照)、社会理論的に特段の注目に値する。なお、当然のことながら、所有権の場合、ここにいう自我とは他者以外のすべての人を指すから、他者からは自我へのコミュニケーション（「手出しできない」という意味の伝達）の矢印は他者を起点に多数の自我たちへ四方八方に広がっていることに注意しておこう。

ある村の森と川に挟まれた一角に畑があるとしよう。Aはその畑を「森はずれにある畑」と呼んでおり、Bはその畑を「川のほとりにある畑」と呼んでいる。Bは川の水利権を有していることから、その畑を自分が耕すならばより有益に活用できると考えており、また、その畑がほんの数代前は自分の先祖の物であったことから、その畑に無関心ではいられない。しかし、その畑は村ではAの物だと認識されており、Bにはそれをひっくり返す根拠がない。今日もAはその畑を耕している。Bはその行為から「この森はずれの畑は自分の物だ」というメッセージを受け取ってしまう。こういう状況を考えてみよう。

- ◆ Bの、Aに対する言表様相の信念帰属（伝達の理解）：Aは「自分は森はずれのこの畑を誰の介入も受けず耕してよい」と信じている。
- ◆ Bの、Aに対する事物様相の信念帰属（情報の理解）：Aは、川のほとりの畑について、自分はそれを誰の介入も受けず耕してよい、と信じている。

ここでBが

◆ 川のほとりの畑はAの「所有」にかかる

ということを確認しているならば、

◆ Bの信念：川のほとりの畑について、Aはそれを誰の介入も受けることなく耕してよい

が成立する¹³。

その結果として成立するBの信念状態は、

◆ 川のほとりの畑はほんの数代前の私の先祖の物だった（Bの背景的信念）にもかかわらず、また、私は川の水利権を有しているがゆえに川のほとりの畑を誰よりも有効に活用できる（Bの背景的信念）にもかかわらず、Aがそれをどのように扱おうと介入できないので、今日もAがこの畑を耕しているのを、ただ見ている（そのように体験する）ほかない

というものである。

こうして、(規範的評価は別として、とりあえず)「所有」というメディア・コードを通じて、稀少性問題は処理されている。ところで、状況の変化に応じて、稀少性の付置状況に対する変更需要が生じることがある。こうした状況において、すぐに思いつかれる解決法は、物の所有者の変更、所有権の流動化を認めることである。しかし、所有や貨幣に慣れた現代人は忘れがちかもしれないが、これはそう簡単に使える解決方法ではない。人と物との間には切断しがたい結びつきが生じるというのはかねてよりモース

13 「所有」は命題的なものに関わるのではなく、事物にかかわるものであるから、「真」や「法」のような高次の述語と位置づけることはできない。しかし、本文で見たように代文—形成—機能、あるいはその類似機能は持っているから、ルーマンが所有／非所有をコードとするにも一定の正当な理由がある。

が指摘していたことだが、いったん持ち手を変えたように見えても前の持ち手たる人やリニアージュと物との関係が実は切れていないという現象は、相当広範囲に観察されている (cf., Weiner (1992)、松村 (2008))¹⁴。また、かりに当事者間で「所有権」の移転がなされたとの了解が成り立ったとして、なぜその取引に関係のない人々までが、あらたな持ち手を「所有者」として承認しなければならないのだろうか。

(二) ルーマンはここに貨幣の重要な役割を見る。「貨幣というメディアのもつ最も重要な効果は、社会全体のレベルで言えば、支払いが第三者を有めることから生じる」(Luhmann (1988a), S. 69 = 56 頁)。つまり、他我が貨幣を支払った (=自我の一人が貨幣を受け取った) から (行為)、その自我は自己の物の所有権が確定的に他我に移転することを甘受する (体験) のであり、他の多くの自我たちもその事態を甘受するのである。むしろ、こういう効果が期待できるからこそ、支払い側は支払うのだと言えるし、支払われた側は貨幣を受け取ることで次には自分が支払者のポジションをとれるようになるからこそ、物との縁が切れることを甘受するのだとも言える¹⁵。

つまり、貨幣というメディアによって非蓋然的であったコミュニケーションが蓋然的になるのである (vgl., Luhmann (1997), S. 320 = 360 頁以下)。こういう意味で、ルーマンは貨幣を典型的な、象徴的に一般化されたコミュニケーション・メディアだとする。もちろん、所有権の移転方法は、貨幣支払い、すなわち売買以外にもありうる。しかしながら、貨幣の導入により支払い／非支払いが人々の有意な選択肢となることにより、あとくさ

14 こうしたことは日本の歴史でも観察される。物と人との縁が簡単に切れないからこそ、神社の境内などに市が立ち、物が交換される=前主との縁が切れるためには、その物はいったんその無縁空間に入る必要があったのである。網野 (1996) 参照。

15 一般的に言えば「・・選択を条件づけることが、動機づけの要因となる・・。あるコミュニケーションを受け入れよと要求しているとする。それを受けいれうるのは、そのコミュニケーションが特定の条件に従いつつ選択されたものであるということが知られている場合なのである。逆に要求を伝達する側では、その条件を尊重すれば受け入れられる可能性が高まることになる。」(Luhmann (1997), S. 321 = 362頁) ということである。

れない所有権の移転が容易になる。これが貨幣による所有権の第二コード化の効果である (vgl. Luhmann (1997), S. 367 = 415 頁)。こうした貨幣の使用が一般化すると、貨幣経済が成立する¹⁶。

ルーマンが、支払い／非支払いをコードとするコミュニケーションからなる社会システムと言っているのは、普通の言葉で言えば貨幣経済のことである。ところで、ルーマンは貨幣の支払いによって、二重循環運動が生じるという (vgl., Luhmann (1988a), S. 131f = 128 頁以下)。ここで言われているのは、通常この言葉から連想されるような、貨幣と財が売買を通じて反対方向に流れる、ということではない。AからBに貨幣が支払われたとき、少なくとも価額としては、その分だけAからBへ支払い能力が移転すると同時に、きっかりその分だけBからAに支払い不能力が移転する、ということである¹⁷。

してみると、二重循環運動ということと言及されているのは、通常という言葉で言えば、流動性の移転に他ならない。にもかかわらずルーマンが、このような言い方をして、あえて支払いによって支払い能力が失われるということ、すなわち貨幣自体が稀少であることを強調する背景には、貨幣の機能についての彼の理解がある。つまり、貨幣はそれ自身が稀少性を持つのであって、支払いの前後で社会全体での貨幣の稀少性にほぼ変化がなく、貨幣の稀少性の配分に変化が生じるだけだということにより、そのことによって財の稀少性の配置を自らに写し取ることで、財の稀少性を操作可能にするのである。こうして、貨幣というメディアは、経済システムが稀少性の調整というその機能を果たすために重要な役割を果たすことになる。

このようにルーマンの理論においては、支払いというコミュニケーションは、貨幣による所有権の第二コード化を踏まえているがゆえに、相当に

16 貨幣の機能として、しばしば価値保存手段、価値尺度、一般的交換手段たることがあげられる。そしてルーマンもこれらの貨幣の機能を自らの理論の中で描いている。春日 (2003) 参照。とはいえ、貨幣がこれらの機能を果たしうるのは、それが本気で上げたような効果を持っているからである。

17 手交貨幣の場合は、この移転は支払い能力を化体する物体の移転によって自ずから実現されるが、そうでない場合は、銀行ネットワークやブロックチェーン技術など他の手段が必要になる。

複雑である。「貨幣はこの特性に逆らって、いいかえるとコミュニケーションの通常の使い方〔伝達者は自分が伝達する中身を失うのではなく保持するのだということ：毛利〕に逆らって自己を主張しなければならない。貨幣は — 硬貨もしくは紙幣の引き渡しというかたちであれ、振替というかたちであれ — 移転可能性を保証しなければならないが、支払いのさい支払人は支払ったものを失い、受取人はそれを手に入れるという関係が確保されている必要がある。この条件、つまり等式『失うもの＝得るもの』、がみたされているばあいにも、移転について語る意味がある。特に大事なことだが、移転は『なにかしら以前のものごとの負荷をかけられることなく』行われなくてはならない。すなわち、そのときどきの価格によって定義されている一個のもつばら量的な情報を伝えるものでなければならない。『お金に匂いはない』と言われるゆえんである。・・・そのさいもちろん通常のコミュニケーションがつねに並走している。それによって参加者は、意図された作動のさいに問題となるのは支払いなのだという点について了解しあえるのである。いいかえると、・・・コミュニケーションを通じて帰属の排他性が保証されなければならないのである」(Luhmann (1988a), S. 247 = 248 頁以下)。また、「貨幣導入後においては、すべての移転は貨幣の逆方向の移転を必要とし、二つの移転がいっしょになってはじめて以前の秩序に代わりうるのである」(Luhmann (1988a), S. 196 = 194 頁)。

したがって、支払いというコミュニケーションが行われている状況を記述するには次の3点に注意する必要がある。第一に、「支払い」という「コミュニケーション」は、前節で規格化したような形で記述されるような一般的なものではなく、支払い能力を化体するシンボルそのものの移転自体である。第二に、支払いに並走するコミュニケーション（所有権の移転）も同時に把握する必要がある。第三に、ある支払いがどの所有権移転のコミュニケーションと並走関係にあるかを特定しなければならない。

Aが父の形見のRolex Ref. 67** Oypp '74をBに30万円で売却したとしよう。交渉の前後、取引の前後でA-B間、A周辺、B周辺で様々なコミュニケーションが行われるだろうが、「所有権」移転、「貨幣」に関わる経済

的コミュニケーションだけを抜き出してみよう。法的コミュニケーションと同様に、経済的コミュニケーションにより、・・・経済的状态→経済的コミュニケーション→経済的状态→経済的コミュニケーション→・・・という連鎖が生じる。経済的状态は、法的状態と同様に非人称的な社会的に客観的な事態である。経済的コミュニケーションはこのように経済的コミュニケーションにのみ接続すること、すなわち作動上の閉鎖性を有することをもって、社会システムとしての経済システムが成立する。

◆ 人々の信念(言表様相): Rolex Ref. 67** Oypp '74の所有者はAであるが、その代金として売買契約所定の貨幣がxからAに支払われたならば、その所有者はxになる。

◆ Aの一定の支払い能力

◆ Bの一定の支払い能力

という状態は

◆ Rolex Ref. 67** Oypp '74の代金として30万円の価額の貨幣シンボルがBからAに移転した

ならば、

◆ 人々の信念(言表様相): Rolex Ref. 67** Oypp '74の所有者はBであるが、その代金として売買契約所定の貨幣がxからBに支払われたならば、その所有者はxになる。

◆ Aの支払い能力の30万円分の増大

◆ Bの支払い能力の30万円分の減少

に推移する¹⁸。なお、所有権は契約成立とともに移転するというのが法的に

18 貨幣はそれ自体が支払い能力を化体するシンボルであるから、「真」や「法」のよ

は一般的な理解だが、代金の支払い完了まで、場合によっては登記等の移転完了まで、売主と買主の間には売買の目的物をめぐってなにかしらの関係が残るのが通常である（三三（二））。

もちろん、Aにおいては「Rolex Ref. 67** Oypp '74」＝「父の形見の時計」が成立しているから、人々に帰せられる言表様相の信念から「人々は、『父の形見の時計について、その所有者は今やBである』と信じている」という事物様相の信念を取り出すことができ、貨幣を受け取ったことからその信念を是としなければならないから、Aは、

◆ 父の形見の時計について、その所有者は今やBである

ということを理解することになる。その他、詳述は避けるが、件のRolex Ref. 67** Oypp '74の「所有」をめぐって、前項で述べたような（二三（一））、体験、行為の帰属、信念形成が行われることになる。

（三） 以上を踏まえ、法的コミュニケーションに関する二二で述べたのと同様に、経済的コミュニケーションについても、（1）意味の布置状態と作動の両面からアプローチすべきこと（動的雙相理論）、（2）意味の布置状態と作動を媒介するのはゼマンティックであること、（3）全体社会≒日常世界の具体性は、各人の周囲世界と機能システムの相互浸透によって成り立つ具体性であること、（4）客体の意味構成は優れて全体社会システムにおいてなされること、が言える。既述のところから、これらはほぼ自明のこととして理解できると考えるが、いくつか補足する。

（2）について、経済システムではゼマンティックとして、とくに簿記・会計が重要である。ルーマンは、貨幣の本格導入の効果として、マルクス張りに、「物件所有 Sacheigentum → 貨幣 → 物件所有」から「貨幣 → 物件所有 → 貨幣」へ、循環の重点が変化し、その結果、ほとんどあらゆる物が潜

うな高次の述語と位置づけることはできない。しかし、本文で見たように代文－形成－機能、あるいはその類似機能は持っているから、ルーマンが支払い／非支払いをコードとするにも一定の正当な理由がある。

在的には「価格」を持ちうるようになるということを描いている(vgl., Luhmann(1988a), S. 197 = 194頁以下)。その結果として、貨幣も財も同じbookで管理することが可能になる。ルーマンは、支払い／非支払いを左右するプログラムとして「価格」があるという(vgl., Luhmann(1988a), Kap. 1)。その趣旨は、経済主体が支払い／非支払いを決定するとき、その物の価格を基準にするから、ということである。しかし、企業の場合、その物がその価格で支払いをするのに値するかは、みずからの財務諸表と照らし合わせて初めて判断できることである。またルーマンは「貨幣→物件所有→貨幣」がさらに盛んになると、物件所有のポジションに企業自体が入るようになるということも指摘している(vgl., Luhmann(1988a), Kap. 9)。特定企業に対する投資判断、特定企業についてのM&A案件の判断において、当該企業の財務諸表が決定的に重要な要素になることは言うまでもない。

(4)について、取引対象たる「物」や貨幣シンボル自体は、すぐれて全体社会レベルで客体として意味構成されると見るべきであろう。

以上、行論の過程でわれわれは、全体社会と法システム、経済システムのような機能システムの関係について、若干触れるところがあった。では、法システムと経済システムはどのように関係するのだろうか。

三 法と経済の構造的カップリング

1 概念の整理と困難の確認

ルーマン派システム論においては、システム同士の関係は「構造的カップリング」の概念で語ることになっている。しかし、この概念が精確にはなにを意味しているかは、意外と不分明である。何と何がカップリングするのだろうか。対概念として導入される「作動上のカップリング operative Kopplung」とは何で、これとそれはどのように関係するのだろうか¹⁹。

19 構造的カップリングについての概念整理を試みたものとして、山下(2010)66頁以下が参照に値する。そこでは、オートポイエティック・システム同士が結合して高次のオートポイエティック・システムが形成される場面を想定した、概念整理がなされており、その場面に注目する限りでは、その概念整理に異論はない。ただ、そも

まず何と何がカップリングされるのだろうか。ルーマン自身、システムと環境という言い方をしているところもあれば (vgl., Luhmann (1997), Kap. 1 VI, Luhmann (1993), Kap. 10)、システムとシステムという言い方をしているところもある (vgl., Luhmann (1997), Kap.4 IX)。周知のようにオートポイエーシス論の主唱者は、マツラナとヴァレラであるが、彼らにおいては構造的カップリングという概念は、システムと環境の関係を念頭に用いられている。すなわち、たとえば細胞というオートポイエティック・システムの場合、細胞膜を通じて各種イオンの出入りがあるわけだが、細胞(システム)とこうしたイオンの流れ、媒質(環境)とのカップリングが構造的カップリングと言われている。細胞は、その作動を通じて細胞膜を含む細胞の構成要素を刻々と生み出し、かつ、その構成要素を刻々と解体している。イオンはその構成要素産出の素材であり、構成要素は解体されてまたイオンとなる。そこで彼らはこうしたイオンの流れを細胞にとっての質料的連続体 materiality continuum だと言う (Maturana and Varela 1987, Ch.4)。ルーマンも、法と経済の関係を取り立てて論じる論文では、システムと環境の関係を言うのに構造的カップリングの用語を用いているし、質料的連続体の概念も用いている (vgl., Luhmann (1988), pp.338; Luhmann (1997), S. 99f = 100 頁以下 ; Luhmann (2021), S. 125ff)。ルーマンにおいて「質料的連続体」は全体社会に比定されている。

したがって、システムと環境の関係を言う場合に用いるのが、構造的カップリングの概念の正規の用法ということになるだろう。ただし、細胞がその作動によってその構成要素を産出すると言っても、そのときどきに具体的にどのようにどの構成要素がどのくらい産出されるかは、たしかにそのときどきのその細胞の「構造」に制約されるが(だから「構造」的カップリングと言われる)、しかしその構造のみによって決まるのではない。素

そもシステムと環境が、あるいは、複数のシステムが、構造的にカップリングするということがどういうことなのか、どのようにして成立するのかについては、いまだ明確でない。

なお、本稿第三章の内容の過半は、2017年から断続的に続けられた「所有」研究会の議論に負う。主宰の酒井泰斗氏ほか、参加メンバーの皆様へ感謝申し上げます。

材たるイオンは隣の細胞たちから流れてきたものであり、それがどのように与えられるかによって、当然、その細胞における構成要素の産出は制約を受ける。併存するふたつの細胞の場合、素材たるイオンを取り合う関係になるから、それぞれの細胞においては、その環境中の細胞たちの状況と同時に生起しうる作動（構成要素の産出と解体）しか生じない。ここから、同じ環境の中で隣接している、あるいは接していることによって、お互いの作動の在り方に制約・条件を課しあう、そういう意味で影響を与え合う、複数のシステムというイメージが帰結する。ゆえに、こういう関係の略記表現としてなら、構造的カップリングをシステム間関係を示す概念として使用することも理解できる。

法システムと経済システムに関しては、次のようになる。ルーマンは、法システムと経済システムの構造的カップリングは、所有権と契約の制度によって可能になると繰り返し述べている (vgl., Luhmann (1988); Luhmann (1993), Kap.10; Luhmann (1997), Kap.4 IX; Luhmann (2021))。法システムと経済システムは全体社会が内的に分化して成立した機能システムであるから、全体社会は両システムの共通の環境であり (vgl., Luhmann (1988); Luhmann (2021))、両システムは全体社会という共通の環境にさらされている²⁰。ここにルーマンが全体社会を質料的連続体と呼ぶ根拠がある。

したがって、マツラナやヴァレラに倣って言えば、経済システムの作動は法システムのなかのもろもろと同時に可能であるものしか生起しえず、法システムの作動は経済システムのなかのもろもろと同時にでなければ生起しえないという局面が存在はずである。そして実際、所有権と契約という制度は、経済的動機と法規範上の可能性が同時に満たされたときにしか使用されないだろうから、ルーマンがこれらの制度によって、両システムの構造的カップリングが可能になると言いたくなる気持ちは一応理解可能である。

とはいえ、物理空間で成り立つことと平行関係にある事態が、〈意味〉

20 「あらゆる機能システムは構造的カップリングによって相互に結びつけられ、全体社会内に保たれている」 (Luhmann (1997), S. 779 = 1068頁)

空間、コミュニケーション空間でどのように実現しうるのかは、説明を要することがらである。ルーマンはあるところで次のように述べている。

「・・・複数のシステムにおける出来事たちの二重のメンバーシップは、・・・(意識と社会システムとの関係においてばかりでなく：毛利) 社会の中でも存在しうる。支払いという行為は経済的に有意義であるが、しかしまた、ある債務の履行としても生じうる。立法という行為は政治的意義を有し、そして法的に妥当であるならば同時に法システムにおける構造変動を引き起こす。」(Luhmann (1988), p.342)

つまり、「支払い」という行為・コミュニケーションは法システムの作動でもあれば経済システムの作動でもあって、両システムは「支払い」において交差する、ということだろうか。

しかし、「二重のメンバーシップ」などというのは不用意な言い草だろう。作動上の閉鎖性を根本テーゼとするオートポイエーシス論において、複数のオートポイエティック・システムがなんらかの構成要素を共有するなどということがありうるだろうか。少なくともマツラナやヴァレラはそういう事態を想定していない²¹。実際、複数システムが構成要素を共有してしまえば、その部分でシステムは連結してしまうから、それらのシステムがそれぞれ自律的なシステムとは言えなくなってしまう、というのが普通の考え方だろう。だからこそ、生きているシステムの自律性を解き明かそうとしたマツラナやヴァレラは、そのような事態を想定していないのだ。

したがって、ルーマンは社会システムにおいても構造的カップリングは作動上の閉鎖性を破らないということを、独自になんとか説明しなければならない。彼は次のように言っている。

「・・・機能システムが作動の上で閉じられているからといって、ある出来事が複数のシステムの中で同時に作動として同定されるということが排除されるわけでは決してない。その場合には、観察者がそのできごとを統一体と見なすこともありうる。例えば貨幣の支払いは通常の場合、法的義

21 この点は、Varela (1979) における細胞のオートポイエーシスに関するコンピュータシミュレーションモデルから見やすい。

務を果たすことに役立つわけだし、いずれにせよ支払いは所有権に関する法状態を変化させることになる。とはいえ複数のシステムで同時に実行される出来事は、やはりそれぞれのシステムの回帰的ネットワークに結びついたままである。出来事が同定されるのもそのネットワークを通してであり、したがってどのシステムが作動を統一体として実行するかに従って、その出来事はまったく異なった前史とまったく異なった未来をもつことになる。貨幣がどこから来たか、貨幣を受領した者が次にそれを用いて何を始めるかは、取引の法的側面とはほとんど無関係である。システムの要素としての作動を同定するのはあくまで、個々のシステムの作動連関の再帰性なのである」(Luhmann (1997), S. 753 = 1042 頁)

ここで言われているのが出来事の複数システムへの両属ということであるなら、なぜそれが閉鎖性テーゼと矛盾しないことの説明になっているかは、難解である。たしかに、ここにはルーマンの独特の「出来事」理解が背景にあると見るべきであろう。ルーマンは、コミュニケーションという出来事が、生じるや否や消滅するという性格をもっていることを強調していた。「あらゆる作動(社会システムの場合はコミュニケーション: 毛利)は特定の時点に結びつけられた出来事であり、現実化されるや否や消えていく」(Luhmann (1997), S. 54 = 44 頁)。なるほど、複数社会システムの間でなんらかの出来事が共有されても、それが時間的に「幅をもたない点」であれば、それらのシステムの独立性と自律性はそれほど侵害されていないようにも思える。実際、ルーマン派のなかでは、構造的カップリングによっても作動上の閉鎖性が破られないことについて、出来事の瞬間明滅性に訴える説明が公式見解であるようである²²。

率直に言って、私自身は、後述のように、システムの作動のレベルでなにかしらの共有があれば、たとえその時間幅が厳密にゼロであっても、独立性と自律性はともかく閉鎖性には抵触すると考える。それゆえ、閉鎖性テーゼの非侵害を言うには、出来事の瞬間明滅性以外の説明が必要だと考

22 さしあたりGLUの「構造的カップリング」(エレナ・エスポジット執筆)、「出来事」(ジャンカルロ・コルシ執筆)を参照。あわせて、vgl., Krause (2001), S. 67f.

える。しかし、かりにこうした説明を認めるとしても、時間幅が厳密にゼロであれば、そこには経過はなく、したがっていかなることも生じえないのではないだろうか。瞬間とは言うが、漢語文化圏の住民としては、瞬間にも時間幅は必要だろうと半畳の一つも入れたくなるだろう。実際、ルーマン自身もあるところでは「出来事が現れるのは、…出現のための最小の時間枠(見せかけの現在 specious present)においてだけである」(Luhmann (1984), S. 102 = 97 頁) と主張していた。

2 作動上のカップリングの概念規定 — コミュニケーション概念からの再考

(一) ここに至ってわれわれは、ルーマンの「作動上のカップリング operative Kopplung」という概念を検討するように促される。彼は先に引用した、「支払い」に言及する文に注を付し「作動上のカップリング」という言葉を用いている (vgl. Luhmann (1997), S. 753(Fn.302) = 1534 頁 (注 302))。そして、この概念は、そもそもまさに法システムと経済システム等との構造的カップリングを論じる文脈で導入されたのであった (vgl., Luhmann (1993), S. 440 = 577 頁以下)。ここで銘記さるべきは、この概念は、マツラナやヴァレラに遡りうる概念ではなく、したがってルーマンのオリジナル概念であるということである。であれば、人は彼にその概念について詳述を期待しえてしかるべきであるが、残念ながら彼はそうしていない。この概念はルーマン晩年の主著、『社会の社会』(Luhmann (1997)) の索引にも採録されていないし、用例もそれほど多くない。

そこで「作動上のカップリング」という概念がルーマンの理論の中でいかなる意味を持ちうるかを、われわれとして改めて検討しなければならない。その際、この概念が彼のオリジナルである以上、これは、ルーマンの理論の基礎概念、社会システムに関しては、〈意味〉、出来事、コミュニケーションなどの概念にさかのぼり規定される必要がある。作動上のカップリングという概念は、ルーマンの概念体系のなかで、閉鎖性テーゼと抵触しない形で規定可能であろうか。もしそれができなければ、法システムと経済システムの構造的カップリングを可能にする所有や契約という制度

の説明がルーマンの理論の中で宙に浮いてしまうことになるだろう。なにしろ「例えば貨幣の支払いは通常の場合、法的義務を果たすことに役立つわけだし、いずれにせよ支払いは所有権に関する法状態を変化させることになる」(先の引用文で作動的カップリングの例としてあげられていたもの)という事態が理解不能になるからである。

さて、そもそも「作動上のカップリング」の定式化に揺れがあるが、先の引用文では「ある出来事が複数のシステムの中で同時に作動として同定される」こととされており、別のところでは、「システムの作動が、当該システムが環境に帰属させる作動と一時的にカップリングされる」(Luhmann (1993), S. 441 = 578 頁) とされる。いずれせよ「作動」とは、社会システムに関しては「コミュニケーション」であるから、まずはそれに遡って考えよう。

(二) 一見すると、コミュニケーションが成立するためには一定の時間幅が必要なように思える。しかし、できるだけ出来事の瞬間明滅性による説明に有利なように思考を進めていこう。ここで、すくなくとも近代的な時間意識に関しては、ルーマンが、実数で構成される数直線で表象される時間概念を想定しているらしいことに注意すべきである。「<現在>は、・・・たんなる点である。・・・それは、一個のポジションなのであって、そこから、過ぎ去ったもの、ないし将来に來たらんとするものが、同時性に関連づけられつつ観察されうるのである」(Luhmann (1990), S.129)。そして、実数は、切断の操作により構成されるのであった(デデキント切断)²³。

とすれば、なんらかの事象の始点と終点は観念しえ、それは何事かの境界として、幅を持たないと考えることができる。飛行機が離陸するとき、もうここからは車輪が滑走路に接していないという時点を考えることができ、時間を逆行しにして、もうここからは車輪が中空にあるとは言えない、という時点を考えることができる。飛行機の着陸という場面でも同

23 デデキント(2013)に、Steitigkeit und irrationale Zahlen (1872), Was sind und was sollen die Zahlen? (1888)の翻訳が付録と訳者解説とともに収められている。

様に考えることができる。

ルーマンは、「全体社会の要素となる作動は時点に結びつけられる出来事であり、生じるや否や再び消滅していく。・・・この洞察は、コミュニケーションのあらゆる構成要素についても当てはまる」(Luhmann (1997), S. 71 = 66 頁) と述べていた。コミュニケーションの構成要素、伝達・情報・理解は切断の操作によって構成される事態だと考える可能性に賭けてみよう。それは、システム論が差異理論たることを標榜するルーマンにふさわしいことだろう。

コミュニケーションは、たとえば

A が【B の伝達行為は、B に対して『B は、森はずれの畑は自分の物だと信じている』(言表様相の信念帰属) → 「B は、川のほとりの畑について、それはBのものだと信じている」(事物様相の信念帰属=情報取得)』という信念帰属をするのにふさわしいものだ】と理解する

ことにおいて成立する。

ここにおいて伝達行為、情報、理解は、いずれも切断の操作によって成立するものと解することができる。「伝達行為」はそもそも「理解」によって切り出されて成立するものである。リアルタイムの会話において、発言の終わりに「。」がポッと浮かぶ等ということはない。あなたは、いつの時点にか相手の発言が終点を迎えたかと理解し、自分のターンが来たかと判断する。そしてそこまでに語られたことを根拠に相手になんらかの信念を帰属させ、それを前提に今度はあなたが何かを話し出す。相手の発する音声の流れの中に意味上の区切りを見出し、発言の終点に線を引いた(切断の操作をした)のはあなたである(こういう事情があるからだろう、わたしはかつて、「食い気味に話を始めるのは感じが悪い」とたしなめられたことがある)。文書でも同じことだ。たしかに「。」は打たれているだろう。しかし、その次にそれまでの全趣旨を阻却するような一文がなんらかの形で付加される可能性はいつだってある(そうでなければ叙述トリックなどというも

のは成立しえない)。だから、理解する人がどこかでその文書が完結したと判断し、そこから遡及的に確定されたテキストの全体になんらかの信念を帰するという切断が必要になる。そのテキスト確定を理解者の恣意にゆだねたくない人は、たとえば署名捺印するなどの特別の工夫をする必要がある。しかしそれでもテキストの最終版はどれかをめぐるといつでも生じうることは、周知のことである。

理解の瞬間は、言表様相および事物様相の信念帰属の瞬間と一致する。その瞬間に、どういう信念を伝達行為に帰すべきかについて思案されている段階から、帰属信念が確定した段階に移行する。信念帰属がうまくいかない場合には、発言ユニット、テキストの確定のやり直しも行われるだろう。だから、伝達行為の最終的確定も理解の瞬間に一致する。

さて、コミュニケーションの開始から終わりまで長い時間のかかるものを考えることができる。たとえば、あなたが海岸で異国から流れてきたらしい瓶を拾い、その中の手紙を読み、その手紙の内容を理解したとしよう。あなたは、その手紙の内容を理解した時点から見て最後にペンがその紙を離れた瞬間を、あるいは、手紙の書き手が手紙を瓶に詰め終わった瞬間を、あるいは瓶を海岸の波間にそっと浮かべた瞬間を、あるいは手紙の書き手が沖合に流れてゆく瓶になにか叫んだ瞬間を、伝達行為の完了時点と見たとしよう。とすればこのコミュニケーションの始点(伝達行為)から終点(理解)までの間にはずいぶん長い時間がたっている。それでも、「全体社会の要素となる作動は時点に結びつけられる出来事であり、生じるや否や再び消滅していく。・・・この洞察は、コミュニケーションのあらゆる構成要素(伝達・情報・理解)についても当てはまる」(Luhmann(1997), S. 71 = 66 頁)とは言えるだろう。

「伝達」の瞬間は「理解」のなかでの「切断」によって構成されたものである。したがって、法システム、経済システムのなかでリアルに生起する切断は「理解」である。であれば、支払いというコミュニケーションを成立させる「理解」は、瞬間として、法システムと経済システムで厳密に同時に生起しているのだろうか。

こんな例を考えてみよう。3月1日、企業Aが企業Bに商品Pの代金として10:00に銀行振り込みで100万円を支払った。企業Aの担当者が企業Bの担当者にメールで支払い事実を伝達したところ、企業Bの担当者はそのメールに13:00に気づき、さっそく13:05、その支払い事実を仕訳帳に記載した。企業Aの代金支払い債務の消滅は10:00だろう（法システムにおける「理解」＝1つの法的コミュニケーションの完結）。では、経済的コミュニケーションとしてはどうだろうか。企業Bがみずからの支払い能力の増大を認知した、すなわち理解したのは、はやくとも13:00、ないしは13:05ではないだろうか。ここでも瞬間明滅説に好意的に考えてみよう。すると、経済的コミュニケーションに帰属するのは担当者の信念ではなく、非人称的な信念、経済的事実である。10:00に企業Bの口座残高が増えた以上、経済的コミュニケーションにおける理解＝1つの経済的コミュニケーションの完結もその時である。実際、支払いとは、特殊なコミュニケーションで、貨幣シンボルの移転そのものであった。

(三) こう考えると、「支払い」は幅のない、ある瞬間に成立、完結したのであり、かつ、その時点は法システムと経済システムと厳密に同じである、という説明は可能なようである。つまり、「支払い」は法的コミュニケーションであり、かつ、経済的コミュニケーションであり、また、その支払いを成立させる「理解」は時間幅0で成立するとして、もって、瞬間明滅説の前提がととのえられたように見える。しかし、それが構造的カップリングが作動上の閉鎖性を侵害しないことの説明になるだろうか。私は、なっていないと考える。

第一に、意識システムと社会システムの理論の平行性が失われる。そもそもシステムの作動が仮に1つの時「点」で重なるだけだとしても、それらの作動上の閉鎖性は破壊されると考えるのが自然である。ルーマンは、意識システムと社会システムの関係も構造的カップリングの概念で説明する（Luhmann (1997), S. 92 = 90 頁以下）。意識システムの作動、すなわち思考の流れと、コミュニケーションの流れが仮に一点でも繋がってしまう

と、会話に参加している人は、言葉を交わすたびに、その一点を通じて、自らの思考がコミュニケーション空間にダダ洩れになり、逆にコミュニケーションを通じて他人の思考が自らの思考の流れに流入してくることになるが、明らかにこれは通常の事態ではなく、あるとしても病理的な事態である。非人情な言い方に感じる人も言うようだが、ルーマンが意識にとってコミュニケーションが不透明だ、というのは、こういう当たり前の事態を言っている。

第二に、全体社会を経由する説明上の意義が失われる。ルーマンは法システムと経済システムが密接な連関をもつことを説明するために、両者が共通の全体社会という環境にさらされているということを重視する姿勢を見せていた。しかるに、法的コミュニケーションと経済的コミュニケーションが作動のレベルでなにかしらを共有するという形で関係するのであれば、わざわざ全体社会というものを説明上、経由する必要がない。

したがって、ルーマン及びルーマン派の主流派にはどこか思考上の混乱がある。それゆえ、「作動的カップリング」の概念規定もミスリーディングなものにならざるをえない。ルーマンによる、概念規定は今のところ、(a)「ある出来事が複数のシステムの中で同時に作動として同定される」(b)「システムの作動が、当該システムが環境に帰属させる作動と一時的にカップリングされる」というものがあつた。

社会システムにおいて作動とはコミュニケーションであるから、それを念頭においてパラフレーズしてみよう。(a)「あるコミュニケーションが法システムと経済システムのなかで同時にそれぞれ法的コミュニケーション、経済的コミュニケーション、として同定される」(b)「法的コミュニケーションが、法システムが環境に帰属させる作動、すなわち経済的コミュニケーションと一時的にカップリングされる」あるいは「経済的コミュニケーションが、経済システムが環境に帰属させる作動、すなわち法的コミュニケーションと一時的にカップリングされる」

いずれも法的コミュニケーションと経済的コミュニケーションが直接に接する、あるいはコミュニケーションとして重なることを示唆する点で、

不適切、少なくともミスリーディングであり、この表現には思考上の混乱が反映している。

(四) もう一度、基本にもどって考えよう。ルーマン派的に筋を通して考えるならば、物事は作動の面と意味メディア上の意味構成の両面から相関的に見ていく必要がある。そうすれば、彼らが生かすべくして生かしえなかった、全体社会という概念をもう一度取り上げることができる。既述のところから(二3(三)(4))、貨幣と所有権の対象たる「物」は、あらゆる社会システムからその外にあるモノとして言及されることによって全体社会レベルで「客体」として意味構成されるものであった。そうであるから、貨幣シンボルや物は、客体として移転・移動させることができる。

ルーマンは、「支払い」というコミュニケーションは、「獲得=喪失」という点で特殊だと言っていた(一般のコミュニケーションにおいては、コミュニケーションの受け手は伝達者の伝達行為から自分なりの仕方で「情報」を読み取るのであって、伝達者からなにかが失われるわけではない。つまり、この点でコミュニケーションの移送モデルは失当である)。しかし、ここでは、コミュニケーションと、コミュニケーションにより言及される客体とを明示的に区別し関連づけるということが充分になされていない。先に見たように(二3(二))、経済システムの作動において決定的なのは、つまり新たな経済的状态を生むのは、そのコミュニケーションの外にあるところの貨幣の移動そのものである。あらゆるコミュニケーションからなるところの全体社会で貨幣が構成される以上、たしかに法的コミュニケーションも経済的コミュニケーションも部分的にはそこに寄与しているが、あくまで貨幣はそれらの外にあるものとして「他者言及」され、そういうものとして構成される。しかしもちろん、その貨幣の移動に言及するコミュニケーションというものは存在しうる。

全体社会のレベルで、貨幣の移動という社会的客観的事実が生じている。その事態を引き起こしたのは、企業Aの担当者である。だから、その貨幣の移動は企業Aの行為として企業Aに帰属せしめられる。そして、それを

伝達行為とした「理解」は成立しうるのである。(「支払い」は貨幣の移動そのものも、それを引き起こす行為をも、意味しうるので混乱が生じる。)

- ◆ 企業Bの担当者が【企業Aの担当者が100万円の貨幣をBの口座に振り込んだという行為(伝達行為)は、企業Aに対して『その支払いによって企業Aの、企業Bに対する商品Pの代金支払債務Gが消滅したと信じている』(言表様相の信念帰属)→「企業Bの、企業Aに対する商品Pの代金支払請求権Gについて、その支払いによってそれが消滅したと信じている」(事物様相の信念帰属=情報取得)』という信念を帰属するのにふさわしいものだ】と理解する。

この場合、通常のコミュニケーションと同様、情報は伝達者の側でも失われていない。だから、両方の側で、表裏の関係に立つ帳簿記入が可能になるのである。

さて、コミュニケーションとコミュニケーションによる言及対象を区別するならば、こういえる。貨幣の移動は全体レベルで、法システムと経済システムのどちらから見ても客観的にある時点において成立した事態である。法的コミュニケーションと経済的コミュニケーションは、本稿において見てきたように、まったく別のコミュニケーションである。コミュニケーションは、それが前提とする意味メディア上の布置状況、それにかかわる操作=作動(operation)、それによって成立する新たな意味メディア上の付置状況、によって同定される。法的コミュニケーションと経済的コミュニケーションとは、どの点についても違いがあるのでそれらは別個のものである。しかし、それぞれのコミュニケーションにおいて、意味メディア上に成立しているなにものかを同一のものとして指示する(=他者言及)ことは可能である。そうすることで、法システムと経済システムの間には実在的な関連が生じるのである。したがって、作動上のカップリングは、ルーマン派的に筋を通して考えるならば、「複数のシステムのそれぞれのコミュニケーションにおいて、意味メディア上に(たいていは全体社会レベ

ルで) 成立しているなにものかを、同一のものとして指示することによって成立する、システム間の関係」と規定されるべきことになるであろう。

また、構造的カップリングと作動上のカップリングの関係は、次のように考えることができる。コミュニケーション(作動)には、システムの構造を前提として生じるという面と、それを再生産するという面がある。したがって、法システムと経済システムの間で、どのような作動上のカップリングがどの程度生じるかは、長期的には、それぞれのシステムの構造の変化に影響を与える。しかしながら、両システムの構造の変化の相関は、他の仕方でも生じる。トリビアではあるが、両システムは、人々の意識や全体社会の文化等とともにさらされているから、それらの変化に応じて、両システムの構造はいわば同じ方向に変化するであろう。構造的カップリングは、システムの構造が環境の在り方と関連していることを指し示す概念であり、作動上のカップリングは、より特定の、複数システムの作動が関連するありかたを指し示す概念である。作動上のカップリングは、複数社会システム間で構造的カップリングが成立するための、重要なルートである。

(五) 以上を振り返ってみると、改めて、ルーマン派システム論において今後深めていかなければならない部分が明確になるように思われる。上に見たところでは、今までのルーマン派システム論のなかでは、コミュニケーションとコミュニケーションにおける言及対象を区別しつつ関連づけることが不十分であった。それは、意味メディア上でなにものかが同一的なものとして構成されることを十分に語りえなかったことによる。

そもそも、ルーマンにおいて、意味メディア—作動—意味メディアの変容という形で、意味とコミュニケーションが内的に関連しつつ動的に事態が展開していくという見方が成立したのであった(動的双相理論)。とすれば、意味メディア上で起こることと、作動の内容との両面からアプローチすることが方法論上要請されるはずである。にもかかわらず、意味メディア上で起こることについて、今までのルーマン派では論述が不十分であっ

た。それは、やはり、「意味」のとらえ方に不十分な点があったからであろう。

ルーマン最晩年の名著、『社会の社会』(1997)の実質的議論は「意味」と題された節から始まっている。ルーマンは、「われわれは意味の形式を、現実性 *Aktualität* と可能性 *Möglichkeit* の差異として指し示すことができる。そして意味を構成するのはこの区別であって他の区別ではないと主張することもできる」(Luhmann (1997), S. 50 = 39 頁) と述べている。この現実性／可能性という区別は、文脈的にはおそらく、志向性が知覚によって充実されたりされなかつたりする関係をモデルにしている。目の前に ball がある。直接に私に与えられているのは ball の、私から見える球面という射影であるが(私の意識にとって現実的であるもの)、私はその裏側の球面も含めた球体を志向している。私がある ball の裏側に回れば、裏側の球面への志向性は知覚によって充実される可能性がある。しかし、裏側が球面でなく平面であったとすれば、私が見ているのは実は bowl 型の物体であったと判断変更される。その他、フッサールは、直接に与えられているものを通してその先を志向するという意識の働きに、いろいろな場面で注目している。ルーマンは、おそらくこの発想を、コミュニケーションにも妥当するように一般化して現実性／可能性という区別を立てたのであろう。

ところが、ルーマンにとって根本的に重要なはずのこの区別(社会学の基礎概念たる「意味」を特徴づける区別のはずである)が、『社会の社会』のその後の部分(つまり大部分)で、ほとんどまったく出てこないのである。つまり、『社会の社会』のほとんどの部分では、作動(コミュニケーション)の理論が展開されているのであって、それら作動によって、意味メディア上でどのようなことが起きているかについては、ほとんど言及がないということである。

そこで改めて考えてみると、上述のことから想像がつくように、この現実性と可能性という区別には、意味の3次元のうち、時間次元と事象次元は容易に描き込めるが、事象次元と社会次元の区別と関連は十分には描き込むことは難しそうである。それがために、作動の面と、意味メディア上の変容を関連づけて論述することが困難だったのだろうとの推測ができる。

それゆえ本稿では、試論的にはあるが、事象次元と社会次元の区別し関連づけることができるような、コミュニケーションの記述方法の一つを検討してみた。その効果の一つは、構造的カップリングと作動上のカップリングの概念を関連づけつつ、ルーマン派システム論の中に整合的に位置づける可能性を示したことであった。最後に、それ以外の応用可能性がないか、少し検討してみたい。

3 応用への展望

(一) 以上でシステム間の構造的カップリングが生じる主要な経路として作動上のカップリングがあることを明確にしたから、トリビアルではあるが、どこでどのような作動上のカップリングが生じているかという観点から、より具体的なシステム間関係の検討に進むことができる²⁴。その他にも次のようなことが考えられる。

本稿で提案したようなコミュニケーションの記述方法の特徴は、誰と誰との間でどういう全体社会的・個別的な前提・信念に基づいて、それぞれの機能システム固有のゼマンティックにどのように媒介されて、どういうコミュニケーションが行われた結果、どういう全体社会的・個別的な事実・信念状態が帰結するかを記述することである。その結果、従来のルーマン派の議論に比べると、誰と誰の間で行われたコミュニケーションであるか、その間で機能システム固有のゼマンティックがどのように効いているのかを、より具体的に記述することになる。すなわち、ルーマン派システム論のなかで、作動（コミュニケーション）の理論とゼマンティック論²⁵、ネットワー

24 ルーマンは、あるところで「構造的カップリングは作動上のカップリングによって補完される。・・・作動上のカップリングが構造的カップリングに取って代わることはできない。」(Luhmann (1997), S. 788 = 1078頁) と述べている。こうした補完的役割を果たす作動的カップリングの概念と、それに関連したルーマン派システム論の動きについては、高橋 (2013) 参照。補完的役割の作動的カップリングも実践的には重要で、この概念こそ使用しなかったものの、事象そのものとしてはこれについて私も論じたことがある。毛利 (2014) 第5章参照。

25 ルーマンは、機能的に分化した近代社会においては「機能システムのなかで形成されるゼマンティックの構造に依拠しない独立の思想進化は、もうほとんど可能ではない」(Luhmann (1980), S. 45 = 39頁) と述べているが、機能システム固有のゼマン

ク論²⁶が、より明示的に結びつくことになるであろう。法と経済から一つずつ例を挙げよう。

(二) 最判昭62-11-10民集41-8-1559を素材とした、次のような事例を考えてみよう。

- ◆ X商社が売掛債権を担保するために鉄鋼材問屋A社の倉庫内の鉄鋼材を譲渡担保に取った。Y商社もA社に鉄鋼材を卸しており、売掛債権を有していた。A社が債務超過に陥ったので、Y商社が先取特権に基づいて自己の納入した鉄鋼材の競売を申し立てたところ、X商社は当該鉄鋼材はみずから占有改定により引き渡しを受けているとして第三者異議を申し立てた。X商社の勝訴。

周知のように、この事案については、(a) 譲渡担保の有効性(民94②、民345、民349、物権法定主義に反するのではないか)、(b) 集合物譲渡担保の有効性(たえず倉庫内の鉄鋼材は入れ替わっている)、(c) 譲渡担保の対抗要件(占有改定があったか)という、一連の論点がある。

これらの論点については、本稿で見たような貨幣経済に通有的な「貨幣」シンボルや「所有権」コードの在り方から一義的な帰結を導くことは、できない。

ルーマンによれば、人と物との関係に断ち切りがたいものがあるからこそ、貨幣は、それを断ち切り、新しい所有者を対社会的にも所有者として承認させる機能を持つゆえに、経済システムにおいて決定的に重要な役割

ティクについての研究はそれほど進んでいない。本稿が提案するコミュニケーション記述の方法は、たとえば法的状態→法的コミュニケーション→法的状態の過程を媒介するものとして法システム固有のゼマンティックを特定することで、この方向での研究を一歩進めることを目指している。ルーマンのゼマンティック論の全体像については、高橋(2002)を参照。

26 ルーマンはコミュニケーションの名宛人になる／ならないの区別に関連させて包摂／排除を規定する。Vgl., Luhmann (1995). したがって、包摂／排除の概念を使用するためにも、ネットワーク論に自覚的に統合できるように、コミュニケーション記述を規格化する必要がある。

を果たすのであった。だから逆に納入業者（Y商社）と鉄鋼材問屋Aの間では、まだ支払われていない金銭債権が残っているから、所有権が移転した後も、Y商社と鉄鋼材の間にはまだつながりが残っているように感じられる。こういう感覚が法制度化されたものが先取特権である。他方、X商社はたしかに貨幣をAに支払ったかわりに所有権を取得しているが、目的は担保である。それゆえ、占有改定を受けているだけで、返済が滞らなければ現実の引き渡しを受けるつもりはない。したがって、ルーマンの言う上述の貨幣の機能からすれば、変則的な用法である。つまり、先取特権も譲渡担保も、ルーマンが摘出したような貨幣シンボルと所有権コードの原則からは外れた変則事例だという点では同じなのである。ともに変則事例であるがゆえに、その優劣は論理で割り切れるようなものではなく、諸事情の考慮によるほかない。判例は周知のように、(a) 動産担保を可能にすることへの需要が多いことを実質的な根拠として、譲渡担保の有効性を認め、(b) 集合物であってもそのときどきでその構成要素を特定できる限り、一個の物として扱うことは可能だとし、(c) 集合物譲渡担保を認める以上、鉄鋼材がその集合物に含まれるようになった時点でその鉄鋼材の占有改定は成立し問題になっているのが動産である以上対抗要件は満たされた、とした。その結果、Y商社は、先取特権を主張できないこととされ、敗訴した。

ここで展開されている法解釈論は、法的状態→①→法的コミュニケーション→②→法的状態の流れで見ると、(a)(b)は、①に位置づけられる、法システム固有のゼマンティックである。そもそも集合物譲渡担保契約をするという法的コミュニケーションが可能かにかかわる論点だからである。(c)は②に位置づけられる、法システム固有のゼマンティックである。集合物譲渡担保が成立した後、運び込まれた鉄鋼材に関して対抗要件が備わるか、という問題だからである。

譲渡担保の有効性そのものは従前から認められていたので、この判例ではとくに(b)の論点が重要であった。なにが客体たる物であるかは、通常は全体社会レベルで確固として意味構成されているので、法的コミュニケーションではそれに言及するだけで足りるが、集合物についてはあいまい

さがある。たしかに集合物であってもそのときどきの集合物の特定だけであれば全体社会レベルで十分に可能である。「○番地の」「△の倉庫」「の中にある」「鉄鋼材」という、全体社会レベルで確定性を持つ概念によってそれとして指示することができるからである。しかし、構成要素がつねに入れ替わっている集合物を一個の契約の対象となる一個の物とみなしうるかは別問題である(一個の物と言えるのは、構成要素の個々の鉄鋼材ではないか)。たしかに、構成要素が固定していて、つねにセットで動かされているなら、全体社会レベルで一個の物として客体として意味構成されているということになるだろう。しかし本件では構成要素がつねに入れ替わっているので、全体社会レベルでの一個の物としての実在性は弱く、この判例は相当に難しい判断を迫られていたと言える。

いずれにせよ、以後、本件のようなケースでは、納入業者と金融業者(日本の商社は相当の金融機能を営む)では、後者に有利な判決が下されることが予期できるようになった。納入業者と金融業者の法的主張が衝突した場合、金融業者の主張が通るケースが増大する。したがって、他の事情にして等しければ、実業企業が利益を上げることが十分に見込める社会では、金融企業と実業企業の諸ノードの間のネットワークが増え、かつ、それらのネットワークの強度が増すことが予想される。実際どうなるかは、もちろん実証の問題である。

(三) 経済的コミュニケーションについては、貨幣の移動には財・サービスの移動が本質的に随伴するので、企業間で取引が行われた場合、先に見たように、取引の両側で貸借対照表・損益計算書にしかるべき変動が生じる(普通はしないだろうが、家計についても貸借対照表、損益計算書は作成しうる)。しかし、こうした取引を通じた会計上の変動は、本稿で見てきたような近代の経済社会に通有的な貨幣や所有権の理解から一義的に規定可能、というわけではない。つまり、経済システム特有のゼマンティックである会計規則は経済的コミュニケーションというものの概念から一義的に定まるものではない。会計は単に経済活動における「事実」を記録し、報

告する中立的な装置とみなすことはできないのである。会計とは社会的・制度的実践であり、社会的諸関係の中に埋め込まれ、また、それを構築するものである。会計は多数の主体、機関、制度、プロセスになんらかの影響を与え、また逆に、それらから影響を受ける (cf., Miller (1994))。

たとえば、企業がその経済活動に必要な財（株式等も含む）を取得した場合、取得原価で会計を作成すべきであろうか、時価でそうすべきであろうか。取得原価で会計を行った場合、含み損、含み益が生じえ、それは外部から見えづらいために、時価で行うべきという見解もありうる。逆に、時価会計では、長期的視点で企業を運営してゆくという立場よりも、短期的視点での損得を考える投資家や企業の解体価値に注目する M & A 実施者の立場に有利な情報開示であり、企業のゴーイングコンサーン価値を重視する立場からは望ましくない、という見解もある（田中 (2011) 参照）。周知のように、資産は、日本会計基準では原則として取得原価で、国際会計基準では時価で評価することになっている。どちらを採用するかについては企業によって対応が分かれている。

国際会計基準が優勢になれば、株主等の投資家や M&A 主体に有利な状況が生まれるであろうから、それらと企業をノードとするネットワークが増え、その連結が強化されるということになるかもしれない。もちろんそれは、実証の問題である。

おわりに

本稿では、フッサール現象学とのつながりを意識しつつ、ルーマン自身には不十分にしかできなかった、ルーマン理論におけるコミュニケーションの記述の規格化を試み、それに基づけば法と経済の構造的カップリングといわれる事態はどのように説明されるべきかを明らかにしてきた。

本稿では、ルーマン派システム論において、コミュニケーション記述の方法がみとすべき要件として、

第一に、特定の対象（固有名、確定記述）、概念（述語）、事態（命題）、真

や偽などのいわゆる高次の述語を区別し、かつ、関連づけることができること、

第二に、真理値からは中立的に、文や語句の意味を規定できること、

第三に、意味の三つの次元、すなわち事象次元、時間次元、社会次元の区別と関連を考慮に入れることができること、

という3つの要件を設定した。そして、本稿では、これらの要件を満たすものとして、近年ポスト分析哲学の中で注目を集めている推論主義的意味論を参考にした、コミュニケーション記述の方法を提案した。

構造的カップリングについては、作動上の閉鎖性を有することによって自律的に存立する社会システムが、それにもかかわらずいかにして他のシステムと実在的な関連を持ちうるのかが概念上どうしても説明されるべき論点になるが、従来のルーマン派のなかでは十分に説得的な議論はできていなかった。本稿では、前述のコミュニケーション記述の方法を採用することで、「作動的カップリング」の概念を精製し、その問題について、ルーマン派システム論の枠内で筋の通った説明を与えることを試みた。

併せて、こうしたコミュニケーションの記述方法をとることで、ルーマン派システム論のなかで、作動(コミュニケーション)の理論とゼマンティック論、ネットワーク論が、より明示的に結びつくようになる可能性も示唆した²⁷。

もちろん、ルーマン自身が本稿のようにコミュニケーションの記述の規格化をしているわけではないので、以上は私がルーマンの理論についてなした継続形成の試みにすぎない。したがって、先にあげた3要件を満たす、他のコミュニケーション記述の方法もあるかもしれない。とはいえ、「はじめに」で述べた事情から、ルーマンの理論をルーマン以上に踏み込んで使うにはその前提として幾ばくかの継続形成をしておく必要があり、したがって、それを使おうとする者は自らの責任でなんらかの継続形成を行わな

27 システム論をゼマンティック論とネットワーク論へ自覚的につなげることは、ルーマン派システム論のなかで今後に残された課題である(毛利(2014)277頁以下参照)。本稿は、三三に示したように、この残された課題に応える私なりの最初の試みでもある。

なければならない、ということを最後に改めて強調しておきたい²⁸。

【参考文献】

- Baecker, Dirk, *Form Und Formen Der Kommunikation*, 1. Aufl (Frankfurt am Main: Suhrkamp, 2005)
- Baraldi, Claudio, Giancarlo Corsi, and Elena Esposito, *GLU: Glossar Zu Niklas Luhmanns Theorie Sozialer Systeme*, Suhrkamp Taschenbuch Wissenschaft, 1226, 1. Aufl (Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1997) [クラウディオ・バラルディ, ジャンカルロ・コルシ, and エレーナ・エスポジト, *GLU: ニクラス・ルーマン社会システム理論用語集*, trans. by 土方透, 庄司信, and 毛利康俊 (国文社, 2013)]
- Bergmann, Werner, and Gisbert Hoffmann, 'Selbstreferenz Und Zeit: Die Dynamische Stabilität Des Bewusstseins', *Husserl Studies*, 6 (1989), 155–75
- Bertalanffy, Ludwig von, *General System Theory: Foundations, Development, Applications* (New York: George Braziller, Inc, 1968) [フォン・ベルタランフィ, L., 一般システム理論: その基礎・発展・応用, trans. by 長野敬 and 太田邦昌 (みすず書房, 1973)]
- Brandom, Robert, *Making It Explicit: Reasoning, Representing, and Discursive Commitment* (Cambridge, Mass: Harvard Univ. Press, 1994)
- Brandom, Robert, *Articulating Reasons: An Introduction to Inferentialism*

28 毛利 (2014) には、ルーマンの理論の解説、解釈、継続形成を明確に区別していない点に、論述上の欠陥があった。オートポイエーシス論への転換によりルーマンの理論は動的双相理論として成立したということについては、本文中で指摘したような訓詁学的根拠がある。ただし、そのことを極めて重視し、かつ、さらに発展させる余地のあるものとするのは私の解釈である。さらに、前掲拙著で示した、作動上のカップリングの核心を、複数システムの作動からの同一化的指示による〈意味〉メディア上での重合と見て、かつ、それが構造的カップリングが生じる主要形態と見る見解は本稿でも、結論的に、維持されている。しかしこの部分の多くは、整合的に展開するには本稿で提案したようなコミュニケーションの記述方法が必要になるので、継続形成であると言える。前掲拙著のこうした論述上の欠陥を自覚させてくれたものとして、拙著への書評の労を取ってくださった先生方に深く感謝する次第である。青山 (2016)、福井 (2016) 参照。青山 (2016) には法哲学年報誌でリプライの機会を与えられたが、不十分なものである。毛利 (2016) 参照。本稿はこれまた不十分なものながら、これらの先生方への、時を隔てたりプライの試みでもある。

(Cambridge: Harvard university press, 2000) [ロバート・ブランダム, 推論主義序説, trans. by 斎藤浩文 (春秋社, 2016)]

- Brandom, Robert, 'Introduction: Five Conceptions of Rationality', in Brandom, Robert, *Tales of the Mighty Dead: Historical Essays in the Metaphysics of Intentionality* (Cambridge, Mass: Harvard University Press, 2002), pp. 1–17
- Husserl, Edmund, *Zur Phänomenologie des Inneren Zeitbewusstseins (1893–1917)* (*Husserliana Bd. X*) (Haag: Kluwer Martinus Nijhoff., 1969) [エトムント・フッサール, 内的時間意識の現象学, trans. by 谷徹 (ちくま学芸文庫, 2016)]
- Husserl, Edmund, Marly Biemel, Samuel Ijsseling, Herman L. van Breda, Rudolf Bernet, and Edmund Husserl, *Ideen zu einer reinen Phänomenologie und phänomenologischen Philosophie (1912): Buch 3, Die Phänomenologie und die Fundamente der Wissenschaften*, *Husserliana : gesammelte Werke / Edmund Husserl. Aufgrund des Nachlasses veröffentlicht vom Husserl-Archiv (Leuven) unter Leitung von Rudolf Bernet, Bd. 5, Photomech. Nachdr. (Den Haag: Nijhoff, 1997)* [エトムント・フッサール, イデーエン : 純粹現象学と現象学的哲学のための諸構想 I – 1, 2, trans. by 渡辺二郎 (みすず書房, 1979)]
- Husserl, Edmund, Reinhold N. Smid, and Edmund Husserl, *Die Krisis Der Europäischen Wissenschaften Und Die Transzendente Phänomenologie: Texte Aus Dem Nachlass 1934-1937. Ergänzungsband*, *Husserliana, Bd. 29* (Dordrecht ; Boston: Kluwer Academic, 1991) [エドムント・フッサール, ヨーロッパ諸学の危機と超越論的現象学, trans. by 細谷恒夫 and 木田元 (中公文庫, 1995)]
- Krause, Detlef, *Luhmann-Lexikon: Eine Einführung in Das Gesamtwerk von Niklas Luhmann: Mit Über 500 Stichworten*, UTB, 2184, 3., neu bearb. und erw. Aufl (Stuttgart: Lucius & Lucius, 2001)
- Luhmann, Niklas, *Gesellschaftsstruktur und Semantik: Studien zur*

Wissenssoziologie der modernen Gesellschaft; Bd. 1, Suhrkamp Taschenbuch Wissenschaft, (Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1980) [ニクラス・ルーマン, 社会構造とゼマンティック 1, trans. by 徳安彰 (法政大学出版局, 2011)]

- Luhmann, Niklas, *Soziale Systeme: Grundriß einer allgemeinen Theorie*, (Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1984) [ニクラス・ルーマン, 社会システム: 或る普遍的理論の綱要 (上) (下), trans. by 馬場靖雄 (勁草書房, 2020)]
- Luhmann, Niklas, 'Closure and Openness: On Reality in the World of Law', in Gunther Teubner (Ed.), *Autopoietic Law: A New Approach to Law and Society* (Walter de Gruyter, 1988), pp. 335-48
- Luhmann, Niklas, *Die Wirtschaft der Gesellschaft*, (Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag, 1988a) [ニクラス・ルーマン, 社会の経済, trans. by 春日淳一 (文真堂, 1991)]
- Luhmann, Niklas, 'Gleichzeitigkeit Und Synchronisation', 1990, 95-130
- Luhmann, Niklas, *Das Recht Der Gesellschaft* (Frankfurt/Main: Suhrkamp, 1993) [ニクラス・ルーマン, 社会の法, trans. by 馬場靖雄, 上村隆広, and 江口厚仁 (法政大学出版局, 2003)]
- Luhmann, Niklas, 'Inklusion Und Exklusion', in *Luhmann, Niklas, Die Soziologie Und Der Mensch, Soziologische Aufklärung Bd. 6* (Springer, 1995), pp. 237-64
- Luhmann, Niklas, *Die Gesellschaft der Gesellschaft. Bd. 1 - 2*, (Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1997) [ニクラス・ルーマン, 社会の社会 1・2, trans. by 馬場靖雄, 赤堀三郎, 菅原謙, and 高橋徹 (法政大学出版局, 2009)]
- Luhmann, Niklas, 'Wirtschaft Und Recht: Probleme Struktureller Kopplung', *Soziale Systeme*, 24.1-2 (2021), 121-39
- Maher, Chauncey, *The Pittsburgh School of Philosophy: Sellars, McDowell, Brandom*, (New York: Routledge, 2012)

- Maturana, Humberto M., and Francisco Varela, *The Tree of Knowledge* (Shambhala, 1987) [ウンベルト・マトゥラーナ, and フランシスコ・バレラ, 知恵の樹(ちくま学芸文庫, 1997)]
- Miller, Peter, 'Accounting as Social and Institutional Practice: An Introduction', in Hopwood, Anthony G., and Peter Miller, Eds., *Accounting as Social and Institutional Practice* (Cambridge [England]; New York: Cambridge University Press, 1994), pp. 1-39 [ピーター・ミラー, '社会的・制度的実践としての会計', trans. by 岡野浩, pp. 1-43, in アンソニー・ホップウッド, and ピーター・ミラー, Eds., 社会・組織を構築する会計: 欧州における学際的研究, Trans. by 岡野浩, 國部克彦, and 柴健次(中央経済社, 平成15)]
- Spencer-Brown, G., *Laws of Form*, Repr., limited ed (Portland, Or: Cognizer Co, 1969) [スペンサー=ブラウン、G・, 形式の法則, trans. by 大澤真幸 and 宮台真司(朝日出版社, 1987)]
- Schütz, Alfred, *Der sinnhafte Aufbau der sozialen Welt: eine Einleitung in die verstehende Soziologie*, (Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1993) [アルフレッド・シュッツ, 社会的世界の意味構成: 理解社会学入門〔改訳版〕, trans. by 佐藤嘉一(木鐸社, 2006)]
- Varela, Francisco J., *Principles of Biological Autonomy*, The North Holland Series in General Systems Research; 2 (New York: North Holland, 1979)
- Turbanti, Giacomo, *Robert Brandom's Normative Inferentialism* (Amsterdam; Philadelphia: John Benjamins Publishing Company, 2017)
- Weiner, Annette B., *Inalienable Possessions: The Paradox of Keeping-While-Giving* (Berkeley: University of California Press, 1992)
- 赤堀三郎, 社会学的システム理論の軌跡: ソシオサイバネティクスと二クラス・ルーマン(春風社, 2021)
- 網野善彦, 増補 無縁・公界・楽(平凡社ライブラリー, 1996)
- 青山治城, '社会の法—毛利康俊著『社会の音響学 ルーマン派システム理論から法現象を見る』を読む', in 応報の行方(法哲学年報2015)(有

斐閣, 2016)

- デデキント, リヒャルト・, 数とは何かそして何であるべきか, trans. by 渕野昌 (ちくま学芸文庫, 2013)
- 比嘉夏子, 贈与とふるまいの人類学: トンガ王国の实践 (京都大学学術出版会, 2016)
- 福井康太, ‘書評「毛利康俊『社会の音響学』」’, 法社会学, 82, 2016
- 門脇俊介, 理由の空間の現象学: 表象的志向性批判 (2002, 創文社)
- 春日淳一, 貨幣論のルーマン: 〈社会の経済〉講義 (勁草書房, 2003)
- 加藤雅信, 「所有権」の誕生 (三省堂, 2001)
- 松村圭一郎, 所有と分配の人類学: エチオピア農村社会の土地と富をめぐる力学 (世界思想社, 2008)
- 毛利康俊, 社会の音響学: ルーマン派システム論から法現象を見る (勁草書房, 2014)
- 毛利康俊, ‘N・ルーマンのシステム論を法理論のために拡張するということ—青山治城会員への応答’, in 応報の行方 (法哲学年報 2015) (有斐閣, 2016)
- 毛利康俊, ‘法的思考において結果を考量することのやましさについて: 推論主義意味論からの一眺望’, 法の理論, 36 (2018), 85-111
- 毛利康俊, ‘法的実践において人びとはいかに世界とかかわるか: 酒匂一郎教授・山田八千子教授へのリプライ’, 法の理論 37 (2019), 215-37
- 貫成人, ‘分析哲学とフッサール’, in 新田義弘編『フッサールを学ぶ人のために』 (世界思想社, 2000), pp. 234-48
- 奥野克巳, ありがとうもごめんなさいもいらぬ森の民と暮らして人類学者が考えたこと (亜紀書房, 2018)
- 白川晋太郎, ブランダム 推論主義の哲学: プラグマティズムの新展開 (青土社, 2021)
- 高橋徹, 意味の歴史社会学: ルーマンの近代ゼマンティック論 (世界思想社, 2002)
- 高橋徹, ‘機能システムのインターフェース、あるいは自律する周辺’, in

高橋徹, 小松丈晃, and 春日淳一, 滲透するルーマン理論: 機能分化論からの展望 (文眞堂, 2013)

- 田中弘, 複眼思考の会計学: 国際会計基準は誰のものか (税務経理協会, 2011)
- 内井惣七, 真理・証明・計算 (ミネルヴァ書房, 1989)
- 山下和也, オートポイエーシス論入門 (ミネルヴァ書房, 2010)

追記 小山雅亀先生には筆者が西南学院大学に赴任して以来ひとかたならぬご厚誼にあずかりました。そのことに深く感謝つつ、拙い本稿を先生の古希のお祝いに捧げます。